

板倉町告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成25年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年12月6日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成25年12月10日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	森 田 義 昭 君	2 番	今 村 好 市 君
3 番	荒 井 英 世 君	4 番	川 野 辺 達 也 君
5 番	延 山 宗 一 君	6 番	小 森 谷 幸 雄 君
7 番	黒 野 一 郎 君	8 番	市 川 初 江 さん
9 番	青 木 秀 夫 君	1 0 番	秋 山 豊 子 さん
1 1 番	荻 野 美 友 君	1 2 番	野 中 嘉 之 君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成25年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成25年12月10日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 4 同意第 7号 板倉町教育委員会委員の任命について
日程第 5 議案第44号 板倉町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例の制定について
日程第 6 議案第45号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7 議案第46号 板倉町税条例の一部改正について
日程第 8 議案第47号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9 議案第48号 板倉町介護保険条例の一部改正について
日程第10 議案第49号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第50号 板倉町税外諸収入並びに夫役現品に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の全部改正について
日程第12 議案第51号 板倉町下水道条例の一部改正について
日程第13 議案第52号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について
日程第14 議案第53号 平成25年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について
日程第15 議案第54号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第16 議案第55号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第17 議案第56号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第18 認定第57号 平成25年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について

○出席議員（12名）

1番	森田義昭君	2番	今村好市君
3番	荒井英世君	4番	川野辺達也君
5番	延山宗一君	6番	小森谷幸雄君
7番	黒野一郎君	8番	市川初江さん
9番	青木秀夫君	10番	秋山豊子さん
11番	荻野美友君	12番	野中嘉之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 原	実 君
教 育 長	鈴 木	優 君
総 務 課 長	中 里 重	義 君
企 画 財 政 課 長	小 嶋	栄 君
戸 籍 税 務 課 長	長 谷 川 健	一 君
環 境 水 道 課 長	荻 野 恭	司 君
福 祉 課 長	小 野 田 博	基 君
健 康 介 護 課 長	落 合	均 君
産 業 振 興 課 長	山 口 秀	雄 君
都 市 建 設 課 長	鈴 木	渡 君
会 計 管 理 者	荒 井 利	和 君
教 育 委 員 会 長	根 岸 一	仁 君
農 業 委 員 会 長	山 口 秀	雄 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	小 野 田 吉	一 年
庶 務 議 事 係 長	伊 藤 泰	年
行 政 安 全 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記	根 岸 光	男

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（野中嘉之君） おはようございます。

ただいまから告示第106号をもって招集されました平成25年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○議長（野中嘉之君） 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。今年もはや12月の半ばを迎えようとしておりまして、まさに冬本番を感じる季節となってまいりました。平成25年第4回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご苦労さまでございます。お元気にてご出席賜り、大変お世話になるところでございます。

さて、1年前のこの時期、衆議院議員選挙の真ただ中でありましたが、大方の予想どおり、あるいは予想以上の結果で自民党の大勝利となり、安倍政権の発足となったところでもあります。経済不況からの脱却、あるいは国防、外交、安全保障、米国との関係再構築、災害復興、エネルギー政策、TPP、あるいは消費税増税等、強力な国民の支持をもとに精力的に政策展開されているようであります。アベノミクスの評価は、道半ばながら経済指標の上向きは間違いなく好感感が図られつつある一方、国民の賃金上昇にはほど遠い状況でありまして、政策の恩恵を受けた上位企業と、中小企業や国民のいわゆる好不況感拡大の現状と認識しております。

他方、消費税増税の決定、オリンピック誘致の成功、あるいは被災地復興等、建設、土木、あるいは鉄鋼関係の駆け込み、先行需要の増大により、関係職種の人件費、資材費等の上昇機運が心配されるところでもあります。

一方、消費税増税時の前提として国民に約束したはずであった福祉政策の充実や、国の債務の減少策、さらには行財政改革等には既に疑問符がつく状況であり、最大の懸案事項である原発の取り組みへの問題等々につきましては小泉元総理に代表される否定論が急速に拡大、浮上の様相を呈しており、核のごみの貯蔵場あるいは処分場のない現状での今後の原発あるいはエネルギー問題も最大の課題になることは今後間違いのないところであろうと思っております。

また、安全保障、外交、国防、テロ対策等、情報取得あるいは保持のため必要とされる特殊秘密保護法の成立は、二、三日前、12月6日に見たものの、秘密の範囲の曖昧さ、あるいは官僚による恣意的秘密の策定あるいは拡大の可能性、また妥当性をチェックする第三者機関の設置、人選、あるいは秘密開示の期限等根幹をなす民主的な議論が到底十分行われたとは言えず、採決に至るまでの経緯は絶対多数を誇る巨大与党の強引さが目立った結果でありました。将来に禍根を残す法案とならないこと、今後厳しくチェックしていく

必要があらうと思っております。万が一にも時の権力者の都合の悪いことが国家秘密にされるようなことが可能であるとしたら、知る権利を奪われるどころか民主主義の崩壊につながり、戦後60年は何だったのかということにもなるからでもあるわけでありまして、今後の自民党安倍政権に慎重な政治運営を強く求めてまいりたいと考えております。

さて、当町では残り四半期を迎えつつある中、予算執行もほぼ計画どおり進んでおり、取り込みの秋の成果は、米の収穫などにおいては量的には良、価格的には安、施設野菜は久しぶりの高価格推移により良との経済状況を背景に、芸術の秋あるいは体育の秋、あるいはその他いろいろな秋と表現されるように、体育祭、文化祭、商工祭、公民館まつり等々も無事終了し、例年どおり年末に臨んでの精神的多忙さの中、次年度の予算編成準備に入っておる状況であります。

一部事務組合関連では、1市2町ごみ処理では最終処分用地の買収並びに各施設の着工前段の諸手続、資金計画等の詰めの作業を行っており、随時進展状況に合わせて報告いたす予定となっております。

厚生病院建て替えについては、基礎、地下部分は終了し、本棟立ち上げ工に入っていると伺っております。肝心の産婦人科、小児科、あるいは整形外科等々を初めとした休眠状態の休科についての医師確保については、正直苦戦をしているところであり、落成までに何としてもの意気込みで最大の努力をしておるという状況でもございます。また、夜間患者の不安解消に向け、夜間救急救命体制の確立も視野に入れ、協議しておるところでもあります。

広域水道事業につきましては、既に新聞発表でご承知のとおり、太田、館林、みどり、加えて郡内5町で協議会を正式に立ち上げ、事業団設立に向けて調印、スタートいたしました。各関係自治体施設の老朽化、安心水源の確保、また非常時の安定供給、あるいはこれは最も大きいわけではありますが、コスト削減等々を目指し、大きな補助金も受けられることからメリットが十分図られるものとして合意、強力に推進することで一致しております。

消防本部建て替えでございますが、現本部建物については、増築の繰り返しの上、耐震にも問題があり、敷地についても市街化の中の狭小地ということで、新用地に移転、新築の必要性が強く求められてきた経緯がございます。組合内各町消防署の耐震あるいは新築も完了したことから、計画の具体化を了としたものであります。しかし、述べましたように、ごみ処理、病院建て替え、広域水道、消防と大事業の展開が重複することから、できれば用地購入が省けることを前提として北分署を候補地として選定し、組合全体の中、やや北東位置に偏るものの、今後の館林環状線の整備、あるいはその他交通網の確認を踏まえて消防力の低下は見られないとの判断から、北分署への移転が決定したものであります。

町内においてはニュータウン工業用地につい先日1社進出が決定し、その他5区画引き合い商談中であり、有力に決まる可能性が二、三はあらうかと思っておりますが、その他フレッセイ南に薬店が着工する予定となっております。商業施設誘致についても、引き続き商談中でありまして、住宅販売状況も含めてヤマダに期待いたしましたが、低水準で推移しております。

12月に入りましてから次年度予算ヒアリングに入っておりまして、消費税率の引き上げ、あるいは5兆円規模の経済対策の影響を注視しながら、重点施策の設定も含め、検討に入っているところであります。特に防災力強化、庁舎建設、子育て支援、健康増進、インフラ整備、産業振興、新エネルギー導入、その他の庁内活性化を念頭に、既存事業の改善、縮小、あるいは廃止もあわせ検討しながら、町民視点、周辺自治体と

のサービス等の格差等も最大限に配慮しながら、この先固めてまいりたいと思っております。

本議会、諮問5号、同意7号、議案45号から57号まで上程させていただきました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。大変ありがとうございます。

○諸般の報告

○議長（野中嘉之君） それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承ください。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承ください。

次に、陳情については、お手元に配付の陳情文書表にあるとおり、平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備補助予算についてのお願い、「全国一斉学力テスト」学校別結果公表反対を求める陳情及び「全国一斉学力テスト」の即時廃止を求める声明、平成26年度における農業施策の確立及び農林予算の確保に関する建議、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書の合計4件が提出されておりますので、報告いたします。

次に、今定例会に付議される案件は、人権擁護委員の諮問1件、教育委員の任命に関する同意1件、条例の制定議案1件、条例の改正議案8件、補正予算議案5件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

11番 荻野美友君

1番 森田義昭君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、11月19日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇]

○議会運営委員長（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、11月19日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日12月10日から

17日までの8日間ということでございます。

会期の日程ですが、初日の本日は、諮問第5号及び同意第7号について提出者からの提案理由説明の後、質疑、討論は省略し、採決をいたします。次に、議案第44号から議案第57号までについて、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をします。第1日目の議事日程を終了します。

第2日目の11日は、一般質問を行います。

第3日目の12日は、総務文教福祉常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第4日目の13日は、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第5日目の14日から第7日目の16日までは、休会とします。

最終日の17日は、議会改革の推進についての審査、調査及び研究結果についての報告の後、議員発議第3号から第5号までを審議決定をいたします。続いて、常任委員の選任及び議会運営委員の選任を行います。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から17日までの8日間と決定いたしました。

○諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（野中嘉之君） 日程第3、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、早速お願ひいたします。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由であります。

本案につきましては、人権擁護委員候補者の推薦であります。人権擁護委員は法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては議会の意見を聞いて推薦するものとなっております。

現在その職にあります西地区の横塚智子さんが来る平成26年3月31日をもって任期満了となることに伴う後任者の推薦でございます。

横塚智子さん、生年月日、昭和23年7月10日、住所、靱谷2174番地の5につきましては、1期3年の任期中、その職務を熱意を持って的確に遂行していただき、今後もその活動が十分可能であると思われるため、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、質疑、討論を省略し、採決することにいたしますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより諮問第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、諮問第5号は原案のとおり同意されました。

○同意第7号 板倉町教育委員会委員の任命について

○議長（野中嘉之君） 日程第4、同意第7号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 同意第7号 板倉町教育委員会委員の任命について、その提案理由を申し上げます。

本案につきましては、板倉町教育委員会委員であります景山初女さんが平成26年3月7日に任期満了となりますので、それに伴う人事でございます。

景山初女さんは、板倉町教育委員会委員として平成22年3月8日から約4年間、その高い見識に基づいた指導力、行動力を十分に発揮し、その職務を遂行していただいております。適任者として引き続き景山初女さん、生年月日、昭和39年7月2日、住所、板倉町朝日野1丁目15番地の9を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上申し上げます、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案につきましても、質疑、討論を省略し、採決することにいたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより同意第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、同意第7号は原案のとおり同意されました。

○議案第44号 板倉町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例の制定について

○議長（野中嘉之君） 日程第5、議案第44号 板倉町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例

の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 引き続き議案第44号 板倉町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、放置自転車等は歩行者、特に高齢者や目の不自由な方等への危険な障害物となり、また災害時においても避難救助活動の妨げとなります。板倉東洋大駅周辺を初め町道や公園等の町有地における自転車等の放置防止及び適正な処理について必要な事項を定めることにより、町民の安全で快適な生活環境を確保することを目的として制定したいと考えております。

以上説明申し上げましたが、細部については担当課長からご説明申し上げます。よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） それでは、議案第44号 板倉町自転車等の放置の防止及び適正な処理に関する条例の制定につきまして、この条例の内容についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、全14条で構成されるものでございます。1条から逐条ごとにご説明申し上げたいと思います。

まず、目的でございますけれども、これが1条に規定されております。一部ただいま町長が申し上げました提案理由と重複するところがございますけれども、この1条の目的につきましては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、略しまして自転車安全対策法に基づきまして、自転車等の放置の防止及び適正な処理について必要な事項を定めるものでございます。ひいては、町民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とするものでございます。

次に、定義でございますが、2条に規定するところでございます。本条にかかわります用語の意義を規定するものでございます。ここにございますとおり、1号から6号まで、1号は自転車から、6号の所有者等の意義を規定するものでございます。

次に、町の責務といたしまして、第3条で規定するものでございますが、1ページから2ページにまたがりますが、この3条の1項では、町は放置の防止に関して指導啓発その他の対策を推進するための施策の実施に努めることを規定しております。また、2ページにございます2項におきましては、施策を実施する上で必要に応じて道路管理者、警察署、鉄道事業者その他の関係機関と協議を行うこと、またこれらに協力を要請することができることを規定しております。

次に、4条では自転車等の所有者の責務を規定しております。4条の1項では、町が実施する施策に所有者は協力しなければならないこと、2項におきましては、所有者等は防犯登録を受けなければならないことを規定しております。

次に、5条で鉄道事業者の責務を規定しておりますけれども、5条の1項におきましては、旅客のための駐車場、これは駐輪場ということでご理解いただければと思いますが、これの設置に努めること、2項におきましては、町が実施する施策に協力しなければならないことを規定しております。

次に、6条におきましては、施設の設置者の責務ということで規定しておりますが、この施設の設置者につきましては、条例、条文がございますとおり、官公署、学校等の公益施設の設置者、スーパーマーケット、銀行等大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者の責務を規定しているものでございまして、責務の内容につきましては1項及び2項ともに鉄道事業者と同様でございます。

次に、7条では自転車等の小売業者の責務について規定しております。1項では、購入者に対しまして防犯登録を受けることの勧奨に努めること、2項では、町が実施する施策に協力しなければならないことを規定しております。

次に、8条でございますが、放置の禁止を規定しております。ここにありますとおり、何人も正当な理由なく町有地に自転車等を放置してはならないことを規定するものでございます。

次に、3ページに参りまして、9条でございますが、こちらでは放置された自転車に関する調査について規定しております。1項では、放置された自転車等の状況及び所有者等を調査することができるということ、それから2項におきましては、調査に当たりましては警察署その他の行政機関への照会等による調査方法を規定するものでございます。

次に、第10条、第11条及び第12条におきましては、放置自転車に対する措置を規定しております。まず、10条では、所有者等に対し、町有地等に自転車等を放置しないよう指導することができることを規定するものでございます。

次に、第11条では、前条の指導を行ったにもかかわらず相当の期間にわたり放置が継続しているときには、所有者等に放置しないように命ずることができることを規定しております。

さらに、12条におきましては、1項で、前条の命令を行った日から相当の期間にわたり放置が継続しているときには、自転車等を撤去し、保管することができることを規定しております。さらに、2項におきましては、撤去及び保管する場合、係留器具等の切断その他必要な措置を講ずることができること、あわせて、この措置により生じた損害の賠償の責めを負わないことを規定するものでございます。

次に、13条では、保管した自転車の措置につきまして規定するものでございまして、1項におきましては、自転車等を保管したときには必要事項を一定期間公示しなければならないこと、次に2項では、所有者等が判明した場合、所有者等に対して期限を定めて自転車等を引き取るよう通知しなければならないこと、それから3項におきましては、公示の日から起算して6月を経過してもなお自転車等を返還できない場合は、自転車安全対策法第6条4項の規定によりまして、所有権が町に帰属することを規定するものでございます。

最後に、14条の委任でございますが、この条例の施行に関しまして必要な事項を規則で別途定めるものでございます。この条例2条の第3項、条例第11条、条例第12条第1項に規定する「相当の期間」は、施行規則第2条第2項で14日間とするものでございます。

また、条例10条に規定する「指導」につきましては、同施行規則第3条第1項で、注意札の張りつけを行うことを行うというものでございます。

次に、条例11条に規定する「命令」につきましては、同施行規則3条第2項で、警告札の張りつけをもつて行う。

それから、条例13条第1項に規定する「公示」は、施行規則第4条1項で、期間6月として、必要な事項、放置場所、撤去年月日、防犯登録番号等8項目を規定するものでございます。

そのほかには自転車等の保管台帳の整備、また返還通知書の様式、自転車等の受取書の様式等を同様施行規則で定めるものでございます。

また、附則でございますが、施行日といたしまして平成26年1月1日とするものでございます。

以上、説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 9番、青木です。この条例によりますと、自転車の所有者に対してという言葉が多いのですが、所有者が不明なケースが放置自転車って多いと思うのです。この条例の目的は、所有者の不明な自転車が主たる対象だと思えるのですが、これを見ますと、所有者を指導するとか、所有者への指導にもかかわらずとか、命令したにもかかわらずということになると、これは所有者があった場合には、この条例は適用できるのですが、ほとんどのケースの場合は所有者不明のケースがほとんどではないかと思うのですよね。それを探し出すには、いろいろ警察とかそういったところに問い合わせることはできるのでしょうけれども、調べた結果にもかかわらず、ほとんど所有者不明というのが実態ではないかと思うのです。そうすると、それに対する措置とか町の権限というのが条例の中に入っていないのですが、というのは、この間課長聞いていると思うのですが、何か川の中に例えば自転車が放置してあったと。そして、聞いたら、河川は町の管理ではない。河川管理者のほうの管理だから、そっちへ言ってくれとかと言われたと、そんな話していたことなかったですか。すると、そういった場合なんかにも、もうちょっと安易にというか、手軽に措置できるような方法というのがもうちょっとあるかと思うのですが、その辺についてはこの中からどう応用してというか、運用して、そういう撤去とか片づけをできるようにしていくのか。これだと、非常に手間暇かかって、難しいような気がするのですが、その辺のところはどう運用されるのか。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

ただいまの議員のご質問の中で、所有者が判明しない場合はということでございましたけれども、条例の第13条の第3項に、1項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお自転車等を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、自転車安全対策法第6条第4項の規定により、町に帰属するという規定を盛り込んでございます。これは、当然この自転車の措置に対する手続を進める上では、いわゆる注意札の張りつけをまず最初に行うわけでございますけれども、この注意札を張りつけて、それから14日間経過をした時点で放置が継続している場合には、さらに警告札、いわゆる命令ですね、放置しないように命令するという手順になります。この命令をした段階で、いわゆる調査にかかると。調査というのは、所有者等の調査というものが主なものになってくるということで我々とする理解しておりますけれども、これについては館林警察署等へ所有者を照会すると。防犯登録がされているものについては、所有者は判明するはずですが、しかし、防犯登録がされていない場合、自転車の車体番号だけでは調査ができないというケースが想定されます。そういった場合には当然所有者が判明しないということにつながるわけでありまして、

この命令の警告札を張りつけしてから警察等に調査照会をして、その回答を得ます。所有者が判明するもの、しないもの、双方が当然生じてくると想定しておりますけれども、その場合においては、所有者が判明した場合、しない場合であってもいったん撤去、保管させていただくという、そういう手順でございます。この場合に保管台帳を整備をするということになり、あわせて、いわゆる保管についての公示、あるいは所有者が判明しているものにつきましては、所有者に自転車を引き取るように通知をするという手順でございます。当然そういった中で、通知しても自転車を引き取りに来ない方も出てくるだろうということも想定しておりますし、もう当初から所有者が判明しない場合にはこの通知も出せないという状況になります。そういった中で、先ほど申し上げましたとおり、条例13条3項で規定する「公示の日から起算して6月を経過してもなお」という場合には、この時点で法に基づきまして所有権が町に帰属するというようになってまいります。この場合には最終的には処分という形になるというものでございまして、議員がご指摘されるような、所有者が判明しない場合の取り扱いというものについては、判明したものしか手は加えられないのではないかとご指摘でございますが、今回の条例では、判明した場合、それから判明しない場合、双方ともこの条例によって最終的には撤去処分が可能という内容での条例案でございます。そういったことでご理解いただければと思います。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 説明が丁寧過ぎて、詳し過ぎて、わからなくなってしまうのですけれども、私が聞きたいのは、例えば13条に自転車を保管する、前条第2項の規定により保管したときはと。要するに、保管するまでの手順というか、その辺のところの問題なのかと思うのですよね。皆さんそこら辺に、路上とか何かに放置してある自転車があると。そうすると、ただいまの説明ですと、なかなか、手順があって、それをこの条例に基づいて保管場所に町が安直に、ああ、そうかいといってすぐ持ってこられるとか、そういうことができそうもないわけですよ。すると、いつまでもそこに放置したままで、手続を踏んで保管場所に移動することができるということになってしまうと思うのです。先ほども、何度も言うのですけれども、放置自転車というのはほとんどが所有者不明というか、そういうのが多い。盗難自転車もあるのでしょうけれども、盗難自転車があっても、なかなか今この時代だと、盗難届を出さない人もいます。そうすると、私よくわからないのですけれども、自転車に登録してあるとか、そういうのがあればわかるのでしょうか、そうすると路上に、いつまでたっても、言っても町は片づけに来てくれないのだよねという形で放置してあるということになってしまうので、放置自転車を手軽にはないのですけれども、スピーディーに、保管場所までには移動できると。そこで保管場所に移動しておいて、所有者を確認作業をすると。それで、一定期間を置いて処分できるというような形で運用したほうが、町としては権限を行使するのに楽とってはあれですが、簡単にできるのではないかと。一般の住民が、放置自転車があった場合なんかには町に通知しても、なかなか、この条例の手順でいくと、片づけとか保管場所まで移動してもらうのに時間がかかるということかと思うので、その辺のところは規則と、こういういろいろ運用で何かできるのかと思うのですけれども、いろいろ考えて、工夫していただくのがいいのかなと思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えします。

現在のこの条例と施行規則によります定めた期間、これが合わせますと、撤去、保管までに最短で28日間かかるわけですね。まさに議員がおっしゃるとおり、1カ月近く期間が必要になるということですが、いわゆる法の規定等を見ますと、即座の撤去というのはちょっと難しいと。やはり警告、注意して命令してと。手順を踏めというようなことですが、先行する自治体の条例等も参考にいろいろ検討させていただいたのですが、やはりこれぐらいの期間が最低限必要だろうと。というのは、例えば命令をしてから撤去、保管までに14日間を見るわけですが、これについては警察署等への調査、回答にそれなりの日数もかかるということが現状、現実想定されますので、そういったものを考えまして、今回の施行規則では14日間とさせていただいています。

公示日から6月を経過してもなお引き取りがない場合には、所有権は町に帰属するということになっていますが、これは条例の中でもうたっておりますとおり、自転車安全対策法の6条第4項の規定を朗読しますが、それでも、「公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する」と規定されておりますので、この法に抵触しないように規定するということになりまして、期間6月を整合させなければいけないというものがございまして、今回は指導から命令までの間を14日間、命令から撤去までの間を14日間、合計28日間で、さらに撤去、保管をしてから6月を超えて引き取り返還ができない場合は町に所有権が帰属するということで規定させていただいています。これについて、やはり見直しも今後必要と考えておりますので、状況を見ながらその点については改善するべきものとは改善したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 今の課長の説明によると、確かに公共機関がいろいろそういう処分とかそういう行為をすると、最近うるさい住民というか、町民が多いですから、何かささいなことからクレームつけて、行政としてはつけられると困るといふ防御体制、万全な体制で臨むとこういうことになってしまうのかと思うのですが、スムーズにいったら28日間も放置自転車をそこに置いておかなくてはならないわけですね。最短でね。放っておくと、すぐこんなもの、連絡遅ければ2カ月ぐらいたってしまうということもあり得るわけですから、処分して、スクラップにしてどこかにしてしまうとかというのではなく、保管場所に移動して、ちゃんと管理しておくのであれば、その放置場所から保管場所に移動すると何日間か置いておく間にいろいろ手続を踏んでも、それほど問題ないのではないかと。それが6カ月間たったら処分できるということもあるわけですから、そういう運用の仕方もあるのだと思うのですが、28日間というのは、最もスムーズにいったら、最短期間で28日かかってしまうと。すると、これ、放っておくと、かえってこの条例をつくることによって、2カ月も3カ月もそのままその辺に放置したままというようなことになりかねないと思うので、その辺は万全の防御体制というのを考えるとそういうことになってしまうので、保管場所に移動して保管しておくのだから、その辺のことはもうちょっと検討に値すると思うのですが、今後の検討課題にでもしておいてください。お願いします。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） この条例ができることによって、放置自転車が一台でも少なくなればというのが1つの目的であります。確かに今議論がありました行政の事務上の問題がありますので、期間が非常に長くかかるということもあるのですが、この条例の大きな目的は、きちんと警告してやるよということで放置自転車がどれくらい減るかという部分もありますが、最終的には処分という形になると思います。

それと関連しまして、この定義によっては、「自転車等」というのは原付の二輪車、大型の自動二輪車、普通自動二輪車ということで、基本的には道路交通法による二輪車が対象ということですが、以前板倉町においても、公園の駐車場に自動車がしばらく放置してあったという経過があります。自動車等の放置につきましては、上位法である県の条例もしくは個別の河川法なり、公園の管理する法律なり、そういうもので対応しなくてはならないのかどうか。その辺、可能性としては自動車の放置も考えられますので、そういう放置自動車の対応については町としてはどうにもならないのか。上位法に委ねるほか今のところ対応ができないのかどうか、その辺の見解についてお答えいただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えします。

自動車の放置につきましては、今回自転車等の関係とあわせて何かできないかということで、十分とは言えませんが、若干調査してみました。なかなか今回の自転車の対策法みたいなうまいのが、使えそうな上位法というのですか、それが、現在これならいけそうだとこの見当たらないと理解しております。過去、公園なんか放置されたときに、警察にも相談したケースが板倉町でもあったわけですけども、やはりなかなか所有権というところが問題になるようですね。ですから、今回自転車については法律で、6月を経過した場合は所有権が町に帰属するという規定がありますから、当然それをもとに条例化ができるわけですけども、自動車等については、ちょっとその辺までは、いわゆる上位法としては見つからなかったというか、警察も難しいということは言っていましたけれども、まだ十分な調査が完了したとは言えませんので、引き続きその辺についてもいろいろ調査なり研究してみたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 現実にそういう事例ができた場合は、難しいのはわかるのですけれども、この間はどのような法手続をして撤去したのかよくわからないのですが、一般廃棄物の処分という形にしたのか、公園の管理上問題があるから、ある一定期間置いて行政処分をしたのか。いずれにしても撤去したのだと思うのです。あれは警察がやったのですか、町ではなくて。その辺のやり方を、とりあえずは例が少ないと思しますので、何らかの形で長期にわたって自動車が放置された場合は、危険性もあるということで、今の制度の中で何らかの形で撤去できるのかどうか、その辺だけ確認したいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ご指摘はごもっともだと思っていますので、特に一番我々も頭を悩ませたのが天神様裏の公園の脇に車が長期間あって、ついこの間この法を検討する際にも、自動車はどうするのだという話も当然出まして、いつの間にかそういえばなくなってしまったみたいな話で、そういう意味でどういう形で

処分されたのかというまで正直突っ込まなかったものですから、担当課長はその当時に承知しているか、かわって答えさせます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） 自動車の関係ですが、大分古いので、わかる範囲でお答えさせていただきます。

板倉町も放置自動車、これは公園の駐車、南ですと、天神池の便所のそばと、あともう一件ございました。どう処分したかという、この自転車の処分の条例と同じように、張り紙を警察が張りまして、やはり2週間以上多分置いていたと思うのですね。撤去しないということで、これについては自動車リサイクル法というのが途中からできまして、それにのっとって処分したということです。具体的に言いますと、自動車ですけれども、リサイクルで使えるような処分を一般廃棄物で法律上処分したという経緯で認識しております。ちょっと古いので、具体的に云々とは言えませんが、処分については同じように警告書を送りまして、なかなか時間はかかりましたけれども、町で処理したと認識しております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに。

小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 6番、小森谷幸雄でございます。確かに放置自転車の条例をつくって防止するというは、ある意味では積極的な取り組みになるのかなと思っております。

この放置自転車の条例制定に向けて、前、議会でどなたかが質問した経緯があったかと思えます。そういった中で、この条例を運用するに当たって規定云々ということも書いてあって、その部分はちょっとわからないのですが、放置自転車を認定するという段階で、これは町の職員がやるのでしょうか。というのは、苦情を対象にして、例えばどこどこに自転車が放置されているので、これを撤去してくれというのは、この中にある期間とか命令とか、いろいろあるわけですが、行政側が能動的にこの放置自転車を防止するという意味で、積極的に駅前とかスーパーとかそういったところに働きかけをして、事前に情報を収集して命令を下す、あるいは保管する、そういう形になるのか。条例をつくるのは別によろしいわけですが、この条例を運用するに当たっての考え方、対応をどうしていくかということが大事なのかなと。条例をつくれればそれでいろいろチラシ等啓蒙活動もされるのでしょうかけれども、放置自転車がなくなるとは考えられないのですが、行政が定期的に巡回するとか、あるいは第三者機関に移管するとか、この条例を運用するに当たっての考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

今回の条例の適用の範囲ですね。これにつきましては、町有地等に放置された自転車ということでございますので、それ以外、いわゆる民有地等への放置についてはこの条例の適用外ということでご理解いただきたいと思います。したがって、当然町有地には施設もござります。あるいは、いわゆる普通財産で、日

常職員が常駐しないような更地の状態の土地もありますけれども、あらかじめが公民館、学校、保育園等の町有施設の敷地も多いですし、あるいは公園については公園の管理担当の都市建設課も適宜巡回等もしておりますので、そういった面では放置自転車の確認はその都度できるであろうと想定しております。

これまでの放置自転車の取り扱いについては、やはり東洋大駅前の駐輪場でございますが、それ以外の施設では、承知している限りでは放置自転車の台数というのは非常にわずかであったようです。そういったことから、とりあえずこの条例の運用につきましては、総務課の行政安全係を中心としまして、定期的な対処をしていきたいと考えております。

以上でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 放置自転車の管轄と言うと変ですけども、対象になるものが民有地の場合は除外すると。あくまでも公共施設、町所有の土地とか公共の駐輪場とか、そういったものについて定期的にやるということですけども、その辺、民間の場合ですと、仮にそれがあつた場合には、放置自転車があると認めた場合には、やはり町民あるいは住民の方からの、うちのここにこういうものがあるよと。それが公共地でない場合には、措置の仕方が違って来るのだと思いますが、特に公共施設が議論になったときには、駅前がどうのこうのという話が多分一般質問で出された経緯があつたかと思うのですが、やはりなくすということで、行政側が能動的にいろんな場面で啓蒙、あるいは現地に出向いて札を張るとか、そういったことをしないと、なかなか放置自転車は改善が進まないと考えられますので、行政安全係がやりますよということですが、1つの安全係としての放置自転車防止対策という一環の中で、できれば定期的に仕組みを考えてやると。「やりますよ」ではなくて、具体的に事業としてやるわけですから、ある面では。そういうところをきちんと年間なら年間の計画、あるいは防止月間とか、そういうものをきちんとうたつた計画性のあるものをつくっていただいて、できれば積極的に推進していただきたいと思っておりますが、その点はいかがでございましょうか。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えします。

これまでも、特に駅前の駐輪場につきましては、年に2回は実施してきております。特に、年度がわり、学生が卒業して、4月に新入生入ってきますが、卒業した学生がそれまで使用していた自転車をそのまま放置してってしまうケースが多々見受けられます。ですから、そういった面で、大体3月末から4月の中旬にかけて1度目をやっております。それで、2回目については、自転車の状況等も見ながらなのですが、実際には12月あたりに2回目やるというやり方でこれまでやってきております。

大体これまでその年2回やってきている中では、それなりの台数を撤去してございまして、タイミング的には4月と12月で何とか対処ができるのかなと考えておりますけれども、今後学生数も増加してまいりますので、その辺の状況も見ながら、場合によれば2回とは限らず、3回ぐらいやる必要も出てくるのかなと考えておりますので、そういったところを柔軟に回数等も実施していくということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○6番（小森谷幸雄君） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議案第45号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第6、議案第45号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第45号であります。板倉町職員の給与に関する条例、これは昭和30年板倉町条例6号を指すわけではありますが、その条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、平成24年度人事院勧告の内容に基づき、官民の給与格差を考慮し、50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、55歳を超える職員の昇給について、標準の勤務成績で2号級昇給しているところを昇給しないこととするため、所要の改正を行うものでございます。

これについては課長の説明なしということではありますが、以上の説明が内容も含めて全てでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議案第46号 板倉町税条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第7、議案第46号 板倉町税条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第46号であります。板倉町税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成25年度税制改正により、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布をされたところであります。同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴う条例改正でございます。上位法改正に伴う条例改正ということであります。

今般の税制改正では、成長による富の創出に向けた税制措置、社会保障、税一体改革の着実な実施、復興支援のための税制上の対応、その他円滑、適正な納税の環境整備を行おうとするものでございます。

この趣旨にのっとった税条例の改正でございますが、個人住民税における改正が主なものになります。まず、住宅ローン控除を平成29年まで4年間延長するとともに、控除限度額の拡充を図ります。また、金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更するものであります。さらに、公的年金からの特別徴収する方法の見直しを行い、延滞金と還付加算金の利率を国税の見直しに合わせて引き下げるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。これにつきましても、課長の説明はございません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議案第47号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第8、議案第47号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 引き続き議案47号であります。板倉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、平成25年度の税制改正により地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に同じく公布され、同法の改正のうち一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、板倉町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。上位法に連動した改正であります。

細部につきましては、個人住民税について、金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等に係る課税方式を変更するとともに、公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算の拡大等の改正がございました。これに伴い、国民健康保険税の所得割額の算定の基礎となる総所得金額等は地方税制の個人住民税の総所得金額等であるため、板倉町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議案第48号 板倉町介護保険条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第9、議案第48号 板倉町介護保険条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第48号であります。板倉町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が同じく平成25年3月30日に公布され、その施行が平成26年1月1日であることから、板倉町税条例の改正にあわせ、板倉町介護保険条例の該当附則の一部を改正するものであります。板倉町税条例の改正にあわせ、介護保険料にかかる延滞金の利率を国税の見直しに合わせて引き下げるものであります。

以上、説明申し上げました。よろしくご審議の上、お願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時30分といたします。

休 憩 （午前10時14分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

○議案第49号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第10、議案第49号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 引き続きお願いいたします。議案第49号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

本案につきましても、同じく上位法の改正により、地方税法の一部を改正する法律が25年3月30日に公布され、その施行が平成26年1月1日であることから、板倉町税条例の改正にあわせ、板倉町後期高齢者医療に関する条例の該当附則の一部を改正するものでございます。板倉町税条例の改正に合わせて、後期高齢者医療保険料にかかる延滞金の利率を国税の見直しに合わせて引き下げるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議案第50号 板倉町税外諸収入並びに夫役現品に対する督促手数料及び延滞金徴収
条例の全部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第11、議案第50号 板倉町税外諸収入並びに夫役現品に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の全部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 同じく議案50号であります。板倉町税外諸収入並びに夫役現品に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の全部改正についてであります。

本案につきましては、板倉町税外諸収入並びに夫役現品に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の全部改正につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議決を求めるものであります。

この条例は、地方自治法第231条の3第2項の規定により、使用料、手数料等の税金以外の収入金に対する督促手数料と延滞金の徴収について定めた条例であります。今般地方税法の改正に伴い、税条例において延滞金の利率に関する規定の改正がありますので、地方税法及び税条例との均衡を図るために全面的に見直しを行うものであります。

以上でございますので、よろしくご審議の上、お願い申し上げたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

- 議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。
-

○議案第51号 板倉町下水道条例の一部改正について

- 議長（野中嘉之君） 日程第12、議案第51号 板倉町下水道条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

- 町長（栗原 実君） 同じく議案第51号 板倉町下水道条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、板倉町下水道条例の一部改正につきまして、地方自治法第96条第1項1号の規定により議決を求めるものであります。

この条例におきまして、下水道使用料に対する延滞金等の徴収について定めておりますが、今般地方税法の改正に伴い、税条例において延滞金の利率に関する規定の改正がありますので、地方税法並びに板倉町税条例との均衡を図るため、一部改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

- 議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

- 議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第51号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

- 議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。
-

○議案第52号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について

- 議長（野中嘉之君） 日程第13、議案第52号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

- 町長（栗原 実君） 議案第52号であります。板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、板倉町小口資金融資制度の基本的事項を規定する板倉町小口資金融資促進条例について、上位法である中小企業信用保険法が平成25年9月20日に改正されたため、町条例もあわせて所要の改正を行うものであります。

具体的な改正点につきましては、中小企業信用保険法の改正において、同法で規定する小規模企業者の定義の項の前項に1項追加となり、項が第2項から第3項に改正されたため、町条例においても項を合わせるための改正を行うものであります。

以上でございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第52号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願ひます。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議案第53号 平成25年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第14、議案第53号 平成25年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案53号であります。先ほどまでは上位法関連での提案でございましたが、53号については平成25年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

本案につきましては、第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,186万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億3,230万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方特例交付金に130万6,000円、使用料及び手数料に1万円、国庫支出金に1,422万2,000円、財産収入に311万8,000円、寄附金に67万9,000円、繰入金に1,982万2,000円、繰越金に4億143万7,000円をそれぞれ追加し、県支出金を872万9,000円減額するものであります。

歳出につきましては、総務費に4億572万5,000円、民生費に2,524万円、衛生費に246万9,000円、商工費に187万6,000円、消防費に30万円、教育費に1,746万2,000円をそれぞれ追加し、農林水産業費を1,506万1,000円、土木費を614万6,000円減額するものであります。

以上申し上げましたが、細部につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、

ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） それでは、議案53号でございますが、平成25年度板倉町一般会計補正予算（第3号）につきまして、詳細を説明させていただきます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億3,186万5,000円を追加しまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ56億3,230万4,000円とするものでございます。今般の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに歳入歳出の金額は、第1表の歳入歳出予算補正によるものでございます。

繰越明許費の補正でございますが、第2表の繰越明許費補正によるものでございます。

債務負担行為につきましては、第3表、債務負担行為の補正によるものでございます。

2ページ、3ページにつきましては省略させていただきます、4ページをごらんいただきたいと思えます。第2表、繰越明許費補正でございますけれども、3款2項、子ども・子育て支援新システム導入事業であります、518万4,000円、8款4項、都市計画推進事業であります、359万7,000円、合わせまして878万1,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。双方とも、今般の補正でありますけれども、作業工程により、繰り越すものでございます。

次に、5ページでございますが、第3表、債務負担行為補正でございますけれども、一般廃棄物収集運搬業務委託料3,160万円、資源化センター操業委託料2,916万円、それぞれ26年度ですけれども、双方とも債務負担行為を補正するものでございます。

続きまして、6ページ、歳入歳出予算補正の事項別明細書でございますけれども、6ページ、7ページを省略させていただきます、8ページをお開きいただきたいと思えます。歳入ですが、金額の大きいもの、もしくは主要なもののみ説明させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

9款1項1目地方特例交付金でございますが、130万6,000円の追加でございます。恒久的な減税に係ります地方税減収額の補填交付金であります、交付金の確定によりまして130万6,000円を追加するものであります。

次に、14款でございますが、14款第1項民生費国庫負担金でありますけれども、247万9,000円の追加でございます、歳出の3款1項3目、介護給付費訓練等給付費の増によります国庫負担分の2分の1として受け入れるものでございます。

次に、9ページをお願いしたいと思えますが、14款2項4目土木費国庫補助金でありますけれども、1,091万円の追加でございます。地域の元気臨時交付金としまして1,091万円を受けるものでございます。この地域の元気臨時交付金につきましては、交付金の確定によります補正でございますけれども、この交付金につきましては国の平成24年度補正の第1号で補正されました国庫補助事業を市町村等が実施した場合の地方負担分として算出されるものでございます。本事業につきましては、町営住宅改修事業や国営附帯県営農地防災事業等が該当しておりまして、全事業費の本町負担分1,271万5,000円の85.8%が交付されております。この交付率につきましては、70%から90%の範囲におきまして市町村等の財政力指数により増減するものであります。

一方、交付金の使途や充当対象事業ですが、地方単独事業で建設地方債対象事業に限定されておりますの

で、平成25年度につきましては町単独道路整備事業がこの要件に該当しますので、今般の補正につきましてはその財源として充当するものでございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思いますけれども、15款第2項2目民生費県補助金であります。611万5,000円の補正追加でございます。説明欄にあるとおり、子育て支援新システム構築等事業費補助金としまして定額で350万円、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金として249万円、これは10分の10の県補助ですが、受けるものであります。

また、5目農林水産業費県補助金であります。1,628万1,000円の減額でございます。経営体育成支援事業費補助金1,640万4,000円を減額するものが主な理由でございますが、事業の切りかえのため全額を減額するものでございます。

続きまして、11ページをお願いしたいと思います。16款第2項1目不動産売払収入311万8,000円の追加でございます。町有地126.5平米、平米単価2万4,653円として収入するものでございます。

18款繰入金、第1項第1目後期高齢者医療特別会計繰入金ですが、平成24年度分の精算の繰り入れとして142万2,000円を受けるものでございます。

次の12ページをお開きいただきたいと思いますけれども、18款2項3目ふるさとづくり事業基金繰入金でございます。340万円の追加でございます。歳出の2款1項15目、産業施設設置促進奨励金の財源として繰り入れるものでございます。

次に、4目公共施設等整備維持基金繰入金でございますけれども、1,500万円の補正でございます。東小学校教室の増設事業の財源として繰り入れを行うものでございます。

19款1項1目繰越金でございます。4億143万7,000円の追加でございますけれども、前年度繰越金として、主に基金の積立金の財源として追加するものでございます。

歳入合計、今般の補正額4億3,186万5,000円を追加しまして、現額分56億3,230万4,000円とするものでございます。

次に、歳出でございますけれども、やはり金額の大きいもの、または主要事項のみを説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

2款1項5目財産管理費12万円の追加でございます。庁舎防犯警備事業としまして、当直、日直者の防犯対策のため、第2庁舎にインターホンを設置する費用として追加するものでございます。

8目情報推進費でございます。206万5,000円につきましては、庁舎内のLAN用のパーソナルコンピューター購入費としまして206万5,000円を追加補正するものでございます。

次に、15目ふるさとづくり費でございます。340万円の追加でございます。ニュータウン進出の企業の課税額確定によります奨励金の追加するために340万円を追加するものでございます。

次に、16目基金費でございます。4億円の追加でございます。財政調整基金に3億円、庁舎建設基金にそれぞれ1億円を積み立てるものでございます。今般の積み立てにつきましては、平成26年度の当初予算を踏まえた積み立てと考えておりまして、平成26年度につきましては相当の基金からの繰り入れを予想しておりますので、そのために財政調整基金を若干多く積み立てるという計画であります。

続きまして、14ページを省略させていただきまして、15ページをお開きいただきたいと思います。3款1項3目障害者福祉費でございますけれども、1,265万9,000円の追加でございます。明細としましては、説

明欄にありますとおり、在宅障害児（者）福祉推進事業、障害児（者）自立支援事業、介護給付訓練等給付費にそれぞれ追加するものでございます。

次に、16ページに移りたいと思いますが、16ページをお開きいただきたいと思いますが。3款2項1目児童福祉総務費ですが、641万2,000円の追加でございまして、主な理由としましては、白丸の2つ目、子ども・子育て支援新システム導入事業としまして518万4,000円を追加するものでございますが、次年度へ全額繰り越すものでございます。

続きまして、2目児童措置費ですが、249万4,000円の追加でございすけれども、民間保育所補助事業とするものでございますが、具体的にはそらいろ保育園への補助ということで、10分の10の県補助金をそのまま補助金として交付するものでございます。

4目児童館費でございすけれども、350万円の追加でございすますが、西保育園の1教室を改修するため350万円を追加するものでございます。

続きまして、17ページをお願いしたいと思いますが、4款1項2目予防費ですが、81万6,000円の追加でございまして、デジタルベ이스ケール購入費としまして追加するものでございますが、現在の計量器が20年を経過しておりまして、正確な数値が得られないということで今般買いかえを考えております。

続いて、18ページをお願いしたいと思いますが、6款1項3目農業振興費でございすますが、1,628万1,000円の減額でございまして、理由としましては、経営体育成支援事業の補助金を減額するものでございまして、この事業の切りかえによるものでございます。平成24年度農水省補正、大豆・麦等生産体制緊急整備事業へ事業費を切りかえるものでございます。この新たな事業につきましては、直接補助でありまして、町を通さず補助金が交付されるということで、減額のみということでございます。

続きまして、農地費でございすますが、100万円の追加でございすますが、そこに書いてあるとおり、町内主要排水路清掃事業としまして、邑楽土地改良区への補助金を追加するものでございます。

次の農業基盤整備促進事業並びに小規模土地事業につきましては、組み替えを行うものでございます。

次に、19ページの7款1項2目商工業振興費150万円の追加でございすますが、小口資金融資制度に係ります群馬県信用保証協会への損失補償のため150万円を追加するものでございます。

4目観光費でございすますが、37万6,000円の追加でございまして、具体的にはイメージキャラクター制作費の経費を追加するものでございます。

続きまして、8款2項3目道路新設改良費でございすけれども、町単独道路整備事業としまして260万円を追加するものでございすけれども、具体的には県企業局が実施をします事業費の2分の1を負担するものでございます。

続きまして、20ページをお願いしたいと思いますが、8款4項1目都市計画総務費359万7,000円の追加でございすますが、都市計画マスタープランの改定業務でありまして、全額を次年度に繰り越すものでございます。

次に、3目下水道費でございすけれども、1,234万3,000円の減額でありまして、下水道事業に係ります前年度決算により繰越金を調整するため、今般1,234万円を減額するものでございます。

続きまして、9款1項4目防災対策費でございすますが、30万円の追加でございす。緊急傾斜地対策事業としまして30万円の追加でございすますが、具体的には群馬県が実施します測量設計調査業務300万円の10%

を町が負担するものでございます。

続いて、21ページをお願いしたいと思いますが、10款2項小学校費ですが、1目学校管理費ですけれども、1,610万5,000円の追加でございまして、東小学校特別教室建設事業1,600万円を追加するものでございます。

続きまして、22ページをお開きいただきたいと思いますが、10款、やはり教育費ですが、4項4目青少年教育総務費37万3,000円の追加でございまして、主な理由としましては青少年健全育成事業23万4,000円の追加でございまして、野外宿泊用のテント3張り分23万4,000円を追加するものでございます。

以上、歳出4億3,186万5,000円を追加しまして、総額56億3,230万4,000円とするものでございます。

以上、議案第53号の説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 1番、森田です。東小学校のプレハブの件ですけれども、この間お話の続きで申しわけないですけれども、位置関係ははっきり出たのですか、お聞かせください。何か上履きで行けるような感じということで、考慮してもらいたい話があったのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） つくる場所の位置ということですが、その後局内、それと学校とお話をさせていただきまして、校舎と体育館の間に渡り通路があるのですけれども、そこになるべく近づけるといって、大体7メートルぐらい距離が離れますけれども、そこへつくるような形になります。ですから、体育館と校舎の通路の南側へ7メートルぐらい行ったところに行けるような形になるかと思いません。おわかりですか。

[「図面は出ておりませんよね」と言う人あり]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 図面、今手持ちはないのですけれども、そうすれば後で、図面にかいたものを提出したいと思いますが、お願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 7メートルということになりますと、渡り廊下とか、そういう感じで敷き詰めるということですか。そうしますと、屋根もつけなくてはならないですね。これで総額で1,600万円、それも含めて。了解です。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 5番、延山でございまして。ページ16、児童措置費として民間保育所のそらいろ保育園に保育士等処遇改善ということで補助が出るわけですが、当然これは出たり入ったりということになるわけですが、これについての350万円、どのような処遇改善ということが見込まれているのかということ。

そしてまた、その下の児童館費として350万円ということですが、先ほどの説明によりますと、西の保育所、

保育園ということの説明があったわけですが、当然児童館といいますと東にあるということかなと思うのですが、その辺について1教室を改修するということですが、当然金額に当たった内容等をお聞かせ願いたいと思います。

それと、19ページですが、商工業の振興費として、小口資金の関係ですが、損失を受けたということで、信用協会への払いだということの説明があったわけですが、それについてももう少し具体的にお願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） それでは、最初にそらいろ保育園の賃金のございます。処遇改善ということでございますけれども、これはそらいろ保育園のほうが保育士あるいは非常勤の保育士の賃金の改定を行ったということで、それに伴う処遇改善ということで、10分の10が県からのものございます。

続きまして、児童館の運営事業で、児童館改修事業ということでございます。この関係につきましては、おかげさまをもちまして平成23年度来館者数が7,000人、平成24年度につきましては1万人ということで、大幅に上がっております。そんな中、児童館の利用形態でございますけれども、2教室ありまして、主に利用するのは乳児、幼児、児童ということでございます。それが2教室で遊んでいるということになりますと、要は乳児、よちよち歩きの子、幼児の方、あと小学生の遊び、当然遊び方が違いますので、その中で非常に危険だという声もございました。そういった中で1つの保育室を改修して、そこで3つの形態、乳児、幼児、児童が別々の部屋で危険のないように遊べるようにということで、改修させていただきたいということでございます。

それに伴いまして、テラスあるいは屋根のペンキ等が大変腐食してきまして、その辺の改修もあわせてしたいということで改修費350万円ということでございますので、よろしく願いたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、続きまして小口資金のございます。こちらにつきましては、小口資金の融資を行ってございました町内のある業者でありますけれども、そちらの関係で、いろいろ融資条件の変更をしましてまいりましたが、最終的に代位弁済という形で金融機関でなりまして、その場合に町と小口資金の関係で契約しておりまして、責任共有制度という中で契約しております。その場合、補償金額が1,238万円に對しまして代位弁済、1,238万円の80%、そちらのうちの20%、残りの20%ですから、実質的には全体の16%という形ですが、その分を町が補償するという形になっておりまして、今回につきましては1,238万円の16%、金額で言いますと198万800円ですので、200万円という額、当初より50万円ありましたので、それに補正150万円を乗せまして、200万円という額を計上ということでございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） そらいろの処遇改善ということですが、当然臨時の職員、その人たちの対応を兼ねての予算ですが、追加されたということで、当然他の保育所との絡みもあるのですが、突出して、例

えばそらいろだけが安かったとか、また、逆に違う意味があるのかなと思うのですけれども、その辺の絡みというのは、全然横の他の保育所、そこら辺を踏まえた考え方の対策と思うのです。まずその辺のところもお聞きしたいということと、また児童館の改修ですが、いろんな乳児またよちよち歩きですか、その対応としての2教室ですけれども、当然工期の期間もあれば、例えば入札もあろうかなと思うのです。その辺についてはお答えがなかったので、お聞かせ願いたいと思います。

それと、商工関係ですけれども、198万800円ですか、これを負担するということです。当然これは公金ということで対応するわけですけれども、それにつきまして当然指導なり、また対応していかなければならないかなと思うのです。それに対しての町として指導についてはされたのか、されていないのか、それについての事前の対策はとられていたのか、その辺につきましてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） まず初めに、そらいろ保育園関係の処遇改善でございますけれども、申しわけございませんが今資料がございませんので、また後ほどお示しさせていただきたいと思います。民間ということで、その辺が把握できていませんでしたので、申しわけございません。

それと、児童館の改修の関係でございますけれども、当初予定していたもので積算すると大変大きな数字となってしまうということを踏まえまして、要は業種別に建築、設備、塗装ということで、それぞれ分けた中で工事していきたいということで、入札はせずに、見積もり合わせということでやっていきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 小口資金の指導ということですが、基本的には小口資金は当初より何年間、期間を定めて、その間できちっと分割して払っていくという、契約上成り立っておりますので、基本的にはそれに基づいて返済していただくということでありまして、今回の件につきましては、さまざまにそれを何とか継続して返していただくという手を金融機関もとっていただいたということではありますが、最終的には代位弁済という、実行という形になりましたので、町としまして改めてそういう事態に陥ったときに、このような形の具体的な指導は行っていないというのが実態でございます。

ちなみに、現在小口資金の活用でありますけれども、町内企業8企業、活用しております、こちらにつきましては順調に利用していただいているという状況でございます。25年度につきましては、利用状況はなしという状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 小口資金につきましては、しっかりと見定めながら対応していただきたいと思っております。

児童館の関係ですけれども、これについて、当然工事内容等によってそれぞれの業者にお願ひしたと。入札なしで対応をとったということですが、やはりそれについて、入札することによって他の業者との価格の差も当然出てくるのかなと思うのですね。やはりこの分はこの業者ということで、しっかりとした金

額の中で間違いのない工事をやってもらうということがベストかなと思うのです。それについても今後しっかりと見ながら業者をお願いしていただきたいと思っています。

○議長（野中嘉之君） 答弁は要らない。

○5番（延山宗一君） はい、結構です。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。16ページの子ども・子育て支援事業についての進捗状況を教えていただけたらと思います。

それから、その下の子ども・子育て支援新システム導入事業、どうなのか、それも教えてください。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） お答え申し上げます。

初めに、子ども・子育て支援事業の進捗状況でございますけれども、まず第1回の子ども・子育て会議が終了しました。その中でアンケート調査の関係とか、今後の進み方等を説明させていただきまして、先般、昨日出す予定だったのですが、先週のうちアンケート調査が来ましたので、要は保育園、幼稚園につきましては施設を通して、小学校に対しては学校を通して、アンケート調査を学校、保育園、幼稚園からお願いすると。それにかからなものにつきましては郵送するというので、なるべく多くの回収率ということで進めていきたいと思っています。今後それを回収しまして、業者がその集計結果をもとにいろいろな調査結果に基づいて会議をやっていきたい。今年度につきましては、もう一度やっていきたい。来年度につきましては、支援計画を作成するに当たって数回子ども・子育て会議を開催したいということで考えております。進めさせていただきたいと思います。

それと、子ども・子育て支援システムの関係でございますけれども、この関係は、先ほども繰越明許ということでございました。全額翌年度に繰り越すということで、今年度のこの補正ということにつきましては、県から350万円、定額の補助金がつくものですから、今回補正させていただいて補助金をもらい、今年度中に契約して、来年度、国のシステムに合った形の中で改修していくということで繰り越しさせていただいております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、子ども・子育て支援事業については、その子育て会議にはどういった人たちが人選されたのかなと思うのですけれども、これは業者に頼んでいるわけではないですね。町内のある程度有識者というか、そういった方々をお願いして会議を持っているのでしょうか。そこら辺をお聞きしたいのですが。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 子ども・子育て会議の関係につきましては、条例を制定させていただきまして進めているわけでございます。そのときにも説明させていただきましたけれども、保育園の関係者、幼稚

園の関係者、保育園の保護者、幼稚園のPTA、それと有識者ということで教育委員、あるいは小学校の校長の代表、そういった方々に委員となってもらって進めているものでございます。

それと、つけ加えさせていただきますけれども、そのほか、要はまだ乳幼児、小さい子供を持っているキッズの代表者とか、あるいはそういう関係の代表の方も入れまして委員になっていただいているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、ごめんなさい、一緒に聞けばいいなと思ったのですが、総勢で何名ぐらいなのか。また、そこで専門的な方も入っておりますので、どのような方向で進もうという意見というか、要望というか、そういうのが入っているでしょうか、お聞きします。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） ただいまの委員の関係ですが、15名でございます。名簿につきまして、またお示しさせていただきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 7番、黒野です。2つばかりお聞きしたいのですが、18ページ、中段町内主要排水路の清掃事業の補助金追加ということですが、例年というのか、予算を私見過ごしてしまったものですから、今までですと100万円は予算の中で邑楽土地改良区へ行っていただけですけれども、今回は追加でさらに100万円ということなのか例年どおりいくのか、その辺をひとつお願いします。

それから、22ページですが、やはり中段に青少年健全育成の関係の野外宿泊テント購入ということですが、これは購入してしまったのか。買って払わないから、また今年度中に購入予定なのか、いや、26年度中に購入するのか、はっきりとさせていただきたいと思います。補助金をということは、購入していないのではないかなと思うのですが、その辺の具体的にひとつお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、1点目の内容でございます。排水路維持管理費の補助金ということでございますが、こちらは今年度当初100万円という形で予算計上しております。ですから、今回の補正でもう100万円をプラスということですので、総額200万円という額になります。内容につきましては、今まで町内の幹線的な水路、こちらにつきましてしゅんせつ、やはり雑排水が流れ込んだり、泥が入ったりということで、主要な部分が埋まってしまっているという状況が多く見られまして、邑楽土地改良区と相談しながらしゅんせつを行ってまいりました。今年度につきましては、しゅんせつもあるのですが、主要な水路に樹木が繁茂している部分が相当見られるようになりまして、伐採をということで、こちらを邑楽土地改良区へ委託して実施するという含めまして、今回100万円の増額補正ということでございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 教育委員会のテントの購入の件ですけれども、これはまだ買っておりません。今年度中に買いたいという内容のものです。

何に使うかということですが、これはサバイバルキャンプで使いたいと考えております。これまでは、教育委員会が保有していましたテント、これは夏用のテントですが、何とか使えるのが9張りありました。それを使いまして、サバイバルキャンプ等もやっていたのですが、開催時期が3月下旬ということで、前回使いましたテントを畳んで、しまっておいて、夏休み以降に再度テントの点検をしました。このテントは平成6年に購入したテントでして、かなり傷んでおりました。再度点検しましたところ、やはりどうしても冬場やるにはテントが傷み過ぎているのではないかという結論になりました。以前ですと、中学生キャンプとか大がかりなキャンプ等がありまして、夏が中心で行われていたのですが、現在は夏のキャンプ等で貸し出しもほとんどありませんで、この冬場のサバイバルがメインとなっておりますので、今回できましたら子供たちがなるべくやりやすいようにということで、今度はドーム型のテントですけれども、春、夏、秋の3シーズンに使えるものにかえさせてもらえればありがたいということで計上させています。数は3張りなのですが、ここ例年の参加者人数等が、10人から15人の子供たちが参加しております。男女それぞれ1張り、それとボランティアの方が1張りということで、3張りを今回3月の実施に備えまして買いかえさせていただきたいということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 邑楽土地改良区の関係の排水ですけれども、確認したら、あちらこちらが樹木等々生えていて、再度やらなければいけないということですが、わかれば場所と、さらには農政課でも立ち会いながらやっていくのか、その辺をお願い申し上げます。

それから、テントの関係ですけれども、使うのは、これは当然青少年関係のですから、必要であるからやぶさかではありませんけれども、平成6年の購入ということをお聞きしましたが、できればもっと早く確認をして、ぎりぎりまで待った、12月、3月ということですので、やはり使っていなかったという話ですが、温かい時期にもっと早く確認していれば、もっと早く補正等とか、または年度の前に当初予算の中で計上できる。というのは、平成6年ということは、かなり、十何年、20年近いわけですので、もっとそういう道具類については、なくなることになれば当然必要ですので、その辺もひとつお願いしたいと思いますけれども、よろしく申し上げます。

2番については答弁は結構ですから、1番というか、排水の関係について申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、お答えしたいと思います。

邑楽土地改良区と場所についてもよく協議して、こういうところをやるという形で申請を上げてもらうということになっておりまして、今打ち合わせしておりますのが細谷幹線水路、細谷集落の後ろに館林との境に通っていますが、その水路と、それから29号水路、こちらはカントリーエレベーターの少し北になるの

ですが、その部分。それから、細谷新堀ですので、29号水路が東に行って、細谷新堀に当たって板倉川に出るのですけれども、その細谷新堀の部分、それと入道堀、これはもっと西になるのですが、板北の土地改良の西側ですね、こちら入道堀という箇所を現在予定しております。これにつきましても、もちろん町でも確認しますし、実績という形できちっと書類も出していただくということを考えておりますので、そういう状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 4カ所以上やるわけですが、100万円で間に合うのですか。これは見積もりでなく、現地をわかっているわけでしょうから、その辺のところも。後でまたというのでは。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） その関係ですが、しゅんせつという形で当初考えていた部分もあるのですが、こちらも当然現場を見るということでもありますけれども、総額としますと200万円という額になりますので、そちらの範囲内で行けるといって進めたいと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 6番、小森谷でございます。2点ほどお尋ねさせていただきます。

1つは、大変失礼な言い方で恐縮ですが、補正ということで事業あるいは金額を含めてご提案いただいているわけです。事前の説明もあったわけですが、やはり主要な事業、当然やるための補正ということでございますので、できれば課長さん方にはもう少しきちんと回答ができるようお願いしたいと思っております。

2点というのは、1点は、先ほど子ども・子育て云々ということでお話があったわけですが、518万4,000円ということで子ども・子育て支援新システム導入委託料。先ほど、今後の計画がいろいろあるという中で、具体的に決まっているものも多分少ないし、この子ども・子育て支援事業については基礎自治体である市町村が事業主体になり得ると。その中で、支援システムを繰越明許まで入れてこの金額が出てきている背景を説明していただきたいということです。ですから、何も主体的に、具体的に多分決まっていなくて、今いろいろ議論している過程だと思っておりますが、それを支援する仕組みが支援システムなのかなと思うのですけれども、いろいろ詳細が明確になっていない段階でどこかに委託するわけですよ、これね。システム委託料ですから、この委託の518万円、各自治体によって取り組む内容が多分違うと思うのですよね。そういう中で、詳細がまだ我が町にとって明確でないと思われまます。そういった中で、どういう業者さんとどういう内容で話し合っ、こういう金額が出てきているのかわかりませんが、ここに至る経緯があると思うのですけれども、その辺の状況をお知らせいただきたい。

それと、先ほどの学校の関係で、いい、悪いは別として、いろいろ答弁あるいは質問があったわけですが、基本的にこの間の11月30日、たまたま東小学校でオープンスクールがありました。この補正を組む内容として、特別教室あるいは算数教室というのが特別な名称であるわけですが、それがほかの学校と違って足りないのですよと。それを補足する意味でプレハブの校舎をつくるという経緯だと思っておりますけれども、やはり

学校側と提案が多分あった、あるいはこちらから出向いたかどうかわかりませんが、物事を進める段階で現場に問題があるとするならば、やはり現場に出向いて学校側ときちんと話をし、こうあるべきだ論を出して提案いただきたい。といいますのは、これ、こういう言い方も失礼なのですが、算数教室が1つあるわけですよね。理科というのも特別あると思うのです。そのほかの教科についてそういった特別のクラスは設けていない。これを分けるということは、当然通常のクラスも使って、なおかつ算数教室も使っている。この経緯はそちらはご存じだと思うのですけれども、そういう意味で足りないのだと。きちんとこの算数教室は確保しなければならない。やはりきちんとした考え方を持って、増設であれば増設、プレハブをつくる。その場所設定についても、やはり現場主義でいていただきたい。そういうことで、この算数教室を2つに分ける、通常学級と分ける。習熟度別に多分分けて、同時並行でやるのだと思うのですが、そういうコメントは、この算数教室がなくなるというだけの話であって、そういうコメントは何もなかったわけですよね。だから、そういった意味も含めてきちんと1,600万円、これも途中で出すのがいいかどうかは別として、この間議論があったわけですが、そういう流れをきちんと出していただいて、これはぜひともつくらなければならない。そういうプロセスをもっと大事にしていきたいと思っております。その点お尋ね申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） システムの関係でございまして、本当に議員さんおっしゃるとおりですけれども、これにつきましては、国が示すシステムということで来ているのですけれども、なかなか国から細部についておりてこないといった中、ある一方では、補助金は今年度の補助金、県からの補助350万円というところで、本当に苦しいところでございます。

システムにつきましては、今既存で入っているのは両毛システムズということで、既存のものに改修を加えていくという観点から、当然両毛システムに委託して改修していくということになると思うのですが、その両毛もいろいろな形の中で、国とのシステムの関係、そういうものを調査してくれているのですが、なかなかそれに追いついていかないというところですね。そういった中、なかなか明確なお答えができないということで、大変申しわけなく思っておりますけれども、とにかく今度は新システムになると、今まで保育というところで保育料の関係とかいろいろやってきていたわけですが、今度は認定作業におきましては幼稚園の部分も認定に入ってくるということで、そういった幼保の認定、あるいはその施設への支払い、そういうものも含めた新しいシステムというところで、なかなかうまく説明でお答えできないのは大変申しわけないのですが、そういう形の中で、また具体的になってきた段階において説明させていただきたいと思っておりますので、ご容赦いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 小森谷議員の2つ目のご質問です。

議員のおっしゃるとおりだと私も思っております。今回の件に関しましても、今年度、25年度の当初予算等を考えるときに学校側とヒアリング等は一応行ったわけですが、残念ながらその中で学校からその辺が強く要望がなかったということを記憶しております。今度平成26年度予算が後半期に入りまして視野に

入ってくる中で、再度学校側と、児童数等を詰める中で、本当にどうなのだというので今回のようなお話になってしまいました。その辺はおわびしたいと思います。

特別教室がなぜ必要かというのは、群馬県全体でも少人数で学力向上ということで進めているのですが、特にその中でも理解力に差がつくものということで、1つは国語、もう一つはやはり算数があると思います。国語については、現在漢字テストとか、学校でその辺は工夫しながら授業等を進めておりますので、学力等も少しずつ上がってきているかと思っております。やはり問題なのは算数でして、これは家庭に帰って自分でやるといっても、なかなか理解するのは難しいものです。ということがありまして、学校側におきましても、今はマイタウンティーチャーということで町独自で補助教員を雇いまして、チーム・ティーチングということで、2人の先生でわからない子に教えるような体制をとっております。それが1つの体制でして、もう一つは、環境的に、スペースをどう保障するかというところで、東西南北全部の小学校では算数の時間に、さっきお話ししました習熟度、どこまで理解しているかということをも1つの分岐点にしまして、2つに分けて、前を行く子をもっとその先へ、追いついてこない子にはやはり丁寧に手取り足取りで教えてあげるといって、どうしても教室が必要です。なおかつ、ほかの学校は空き教室がありまして、そういう条件を保障している中で、東小学校が同じ町内に住みながらそういう保障ができないというのは、これはやはり行政として大きな問題だと思えます。

そのようなことがありまして、今回本当に急なお願いで申しわけなかったのですが、補正を出しまして、おくれてはいますが、体制を立て直したいと、そういうことで今回の補正のお願いとなりました。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 福祉課長には大変失礼な形になりました。というのは、私はこの支援システムというのがハード的なもののお金のやりとりの部分のシステム、私はこの支援システムそのものが、例えばいろいろ子ども・子育ての事業を展開していくのに、いわゆる当町だけでは事業計画は立案できないと。そういう中で、コンサルタントみたいなのを入れて、我が町にとっての子ども・子育てはこうあるべきだと。町側からはこう、町民側からはこうだと、そういうのを整合性を持たせるという意味合いのシステムと勝手に解釈しておりました。両毛さんというお話が出てきたので、若干私の問いかけとニュアンスが違っていたということで、そういう意味では支援システムと別にその事業計画を立案していくと。いろいろ会議を開いてやっていますよという話もあったのですが、その支援システムについてももう少し具体的に、例えば350万円が県から補助金が出ているから、それを確保するのだと、それはよくわかるのですが、そういうものを組み立てるときにも、きちんと福祉課なら福祉課での考え方を持ってぜひ臨んでいただきたいということと、あともう一つお願いなのですが、その子ども・子育てを板倉町にとって、自治体によって温度差がかなりあるし、進んでいる自治体もありますし、当町がおくれているか進んでいるかは別として、足りない部分については充実させるということがこの子ども・子育て支援事業だと思うのです。そういう面で、いろいろ会議体を重ねながら、あるいは時にはそういった形での、また委託料と言うと変ですけども、そういう部分での対外的な協力を仰がないとできないという部分については、鋭意努力していただいて、最小の単位でぜひ実行していただきたいと思っております。

それから、局長のお話ですけども、やはり予算を確保するわけですので、事前にわかることについてはなるべく具体的にご提案いただくと。だって、我々は算数教室をつくれればいいのではないかと当初は勝手に

思うわけですね。それを突き詰めていけば、ほかの3小学校はそういう習熟度別の授業体系がとれる。今度東小についてはそれが1学年2クラス編成になるととれないのですよ。これは明確な理由ではないですか。他3校とそういった教育格差を生むわけにはいかない、これも大義名分ですね。そういう本当の事実、「事実」と言う大変ですけども、そういうことをきちんとやはり私は問いかけるべきなのかなと思っておりますので、今後そういった中身の問題について、通り一遍とも言わないけれども、丁寧なと言うと、これまた失礼な言い方かもしれませんが、丁寧な、政策的な問題を含めて、ご提案いただくということでぜひお願いしたい。

今習熟度別ですと、国語もそういう傾向があるけれども、特に我が町としては算数を特化してやっていると。これは1クラスが例えば、どの辺で分岐点にするかわからないのですが、やはり半々ぐらいの傾向が強いのでしょうか。その部分だけで結構です。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 結論から申しますと、大体半分ずつです。ただ、そのラインをどこに引くかは学校によって違うかと思えます。

○6番（小森谷幸雄君） ありがとうございます。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○6番（小森谷幸雄君） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

市川初江さん。

○8番（市川初江君） 8番、市川でございます。1点だけお聞きしたいと思えます。

9ページでございます。9ページの14款、4目のところの地域の元気臨時交付金ということで1,091万円追加が出ております。栗原町政になってから町単独道路事業に大変予算をとっていただきまして、大変頑張っていていただいているわけでございますけれども、ここでまた1,091万円の臨時交付金の追加があるということは、25年度は予定以上の単独道路事業ができるということでございますでしょうか。その点、ご説明していただけたらと思えます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 今般の地域の元気臨時交付金につきまして答弁させていただきますけれども、今般は歳出の事業費を増やすということではございません。もともと町単独の道路整備事業につきまして平成25年度は1億1,082万円というのが当初予算でございますけれども、それが全額町費一般財源であったものを一部元気臨時交付金で賄おうということでもありますので、歳出額が増えるということではございません。

○議長（野中嘉之君） 市川初江さん。

○8番（市川初江君） ご説明でよくわかりましたけれども、ちょっと残念だなと思えます。頑張っていて、道路がよくなることは町も整ってくるということでございますので、町長には力を入れていただいておりますので、またより一層力を入れていただけたらと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 3番、荒井です。1点だけお聞きいたします。

20ページの防災対策費、急傾斜地対策事業、先ほどの説明によりますと県実施の10%負担ということですが、恐らくこれは地滑り対策かなと思うのですが、頼母子地区とありますけれども、具体的に頼母子のどの辺か。それから、町内にもこういった急傾斜地あると思うのですが、そういったところは把握しているのかどうか。もしそれが把握しているなら、こういった事業で、県が今後実施していくのかお伺いいたします。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） ただいまの急傾斜地の事業でございますけれども、場所につきましては、メガソーラーがございますけれども、すぐ東側の傾斜地です。これが板倉町のどこでもということではなくて、当時、これが昭和62年10月から頼母子地区で始まった事業です。途中一部地権者の方の未相続地がございます。工事ができなくてとまっていたということで、今回寄附をいただいて県が事業をやるということで、その負担金として町が10%出すものでございます。この対象地区につきましては、傾斜だけということではなくて、まず住宅は5戸以上、それと傾斜の角度が30度以上で、しかも一般の傾斜があるところということで、やはりある程度とまっている建物がないとこの急傾斜地区の事業には該当にならないということで、62年に県が調査して、やっている事業でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） わかりました。それで、町内の今回頼母子のメガソーラーの東側ですよ。その他の地区で、こういったものがもし出てくれば、それはやはりやっていくという形になるのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） お答えします。

町内では該当する地区はここだけで、それ以外はありません。そういうことで、よろしくお願いたします。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

ほかに。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 幾つか伺いたいと思うのですが、11ページの財産収入です。これは先ほど126平米、2万6,000円という価格のようですが、この地点はどこなのでしょう。もちろんこの値段ですから宅地でしょうけれども、その地点を具体的に示していただければと思うのです。

それと、先ほど荒井議員が指摘された急傾斜地対策事業、これ県事業で、調査費が300万円ということですが、先ほど言ったメガソーラーのそばというと、海老瀬川というところの床屋さんの裏あたりのところかと思うのです。あのぐらいのところの何を調査されるのか知らないですが、それは県が見積もりした

のかもしれない。300万円だと。そのうち10分の1を町が負担するということなのでしょう。どうしてかと言われても鈴木課長困ってしまうかもしれないですけれども、随分高いと思うのですけれども、わかる範囲で説明いただければと。

それと、これもその周辺のことかなと思うのですけれども、19ページに、一番下に道路改良事業と町単独整備事業で海老瀬川の歩道負担金と。企業局の事業でその2分の1を板倉町が負担すると。これは仮称どこの、これもあそこのメガソーラーの縁かなと思うのですけれども、それをそのように町も負担しなくてはならないのですか。企業局の敷地なのでしょう。それとも、これは線路のほうから入っていく道路のことを言っているのかな。そうではなくて、メガソーラーの敷地の中のことを。それも説明いただければと思う。

それと、先ほどの東小学校のプレハブ教室の増設の件ですけれども、これは補正で通れば即発注という形になるのですが、これはどういうスケジュールで見積もりを依頼して入札してスケジュール、その辺のところはどうなっているのかお聞かせいただければと思うのですけれども。4点。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） それでは、青木議員さんの1点目のご質問に対して答弁申し上げます。11ページの不動産売払収入の場所でございますが、大字板倉字中耕地丙1694番地、宅地でございます。具体的に申し上げますと群馬銀行の並びの県道沿いの土地でございます。

以上でございます。

〔「購入者」と言う人あり〕

○企画財政課長（小嶋 栄君） 売却先は個人でございます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） 急傾斜地の補助の関係ですけれども、これにつきましては当初の計画は延長が155メートル、長さです、それと平均の高さが6.4メートル、幅が14.7メートルということで指定されております。場所については、先ほどの場所ですけれども、県で62年から始まりまして、63年から負担金としてずっとこの急傾斜地対策工事に対する町の負担ということで支払いをしておりました。残りが約70メートルぐらいあるのですけれども、今言ったとおり、長さ、高さの関係もございまして、県の残工事ということで、来年度いっぱい終わる予定ですが、測量の設計業務、これが300万円、その10%、先ほどの30万円の補正ということで、新たに26年度にそれに伴う工事費ということで1,000万円、これを見込んでおります。県も25年、町と同じく、あわせて補正を行うという事業でございます。そういうことで、また平成26年度に工事費につきましては当初予算で組めればなと思っております。

それと、もう一点の海老瀬川の歩道の場所でございますけれども、これはメガソーラーのあるすぐ河川の間でございます。これは当初地元の区長さんから要望がありまして、あそこを通ると非常に便利になると。駅に向かうわけですね。あそこが通れないと、ぐるっと川沿いを回って、踏切を渡って駅のほうに行かなくてはならないということで、地元からその1級河川の海老瀬川沿いに人が通れる、そういう歩道をつくっていただきたいという要望がございました。その後、何回か県の企業局と話をしまして、県の企業局も、そういうことであれば折半でやりましょうという話になりまして、延長が300メートル、幅員が3メー

トルの歩道を企業局と整備するというので、工事については企業局が行いまして、町も工事費の2分の1を負担金として支払うということで今回補正を上げたものでございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 青木議員のプレハブの関係の建設スケジュールということですが、予算が通りましたら、できましたら今月中に入札ができればと考えております。その後、契約工事に入りまして3月末には完成、引き渡しというところまで持っていきたいと現在考えております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 先ほどの傾斜地の設計料が300万円というのは高いみたいねと、高いようですね、その説明ですけれども、工事費が1,000万円かかるというのは、それは何か、何となく納得できるのですけれども、設計費でしょう。設計費ってそんな高いのですか。その辺のところ、課長が答えようがないと言われればそれまでですけれども。

それと、もう一つ、町道のメガソーラーの敷地内の歩道、3メートルの幅で350メートルで、これ、歩道でしょう。歩くのと自転車ぐらいが通れるというだけで、車は通れないのでしょうか。当然入れないのでしょうか。それで、そんなに500万円もかかってしまうのですか。

それと、これはもう決まってしまったのだから仕方ないですけれども、川に沿って跨線橋のところが上がってくると。そこで県道をまたいで駅のほうに来るといふ、そういうことなのですね。あれは決まってしまったことなのでしょうけれども、線路のほうに沿って跨線橋の下をくぐる、何かトンネルではないけれども、そういうのができているよね。あそこへ来たほうがよかったのではないかね、歩道だけだったら。それで、今アパートが幾つかある。そうすれば自転車でも歩道でも県道をまたがずに駅のほうに。車だと問題があるかもしれないですけれども、歩きと自転車だけだったら、線路に沿って跨線橋の下をくぐってしまう。これですと跨線橋の上またぐのでしょう、そういう形になってしまうわけでしょう。決まってしまったのでしょうけれども、できればそう思ったのですけれども、それはそれとして。

それと、東小のプレハブ教室の設計ですけれども、そのぐらいにして急がないと、3月、間に合わないと思うのです。私が聞きたいのは、こういうのは、入札を前にこういう1,600万円で大体決まったのだと、補正予算で上がったのだと。こういうのは業者さんにはどう伝わるのですか、入札前に。何か情報を入れるのですか、入札業者さんに。突然公募するのですか。そうでないと、私こういうのがわからないと間に合わないと思うのですよ。業者だって段取りというのがあるから。材料の手配とか、いろいろそれぞれ何か工事をやっているわけでしょうから、その中にこういうのを組み込んでいくわけだから、突如、ではこれは1月になってから、正月終わってから、はい、突然入札ですと言われて契約してやるというのは。そういう流れというのはかなり前に伝えておかないと、相手もいろいろと段取りというのがあるから、できないと。そういうのはどうなっているのですか。余り具体的に本当のことを言えない部分あるのかもしれないけれども。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） 急傾斜地の設計額については、あくまでも設計の金額ですので、詳細につ

いては、申しわけありませんけれども、わかりません。これについては今後県も入札して行うと思いますので、恐らく幾分か、わかりませんが、下がる要素はあると思います。

それと、先ほどの歩道の関係でございませぬけれども、もちろんこれは歩きだけではなくて、緊急車両も入っていきえるように考えておまして、通常であれば車は通しませんで、緊急のときは救急車なり、そういう消防なりが入っていきえる、そういうことも考えておりますので、その工事代ということで費用がかかるのかなと見ております。

それで、先ほどの踏切から云々という話がありましたけれども、それは重々地元の方はわかっていて要望されたのかなと。最初に、今年の1月に地元の区長さん、2行政区、10区と9区の区長さんが直接役場に来まして、正式に町に要望を出されまして、それから関係各課と農政に一番最初行ったのですけれども、両方で企業局、それと館林の土木事務所、そちらに、こういう要望があるということでお話に行きました。

そういう経過の中で、最低でも人が歩くぐらいの道をつくってほしいということで、最初はだめと断られましたけれども、最終的には負担を出すということで先般了解を得まして、こういう運びになったという状況でございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） この関係については、聞き及ぶのに、昨年11月かな、10月の末かな、一峯神社の席上で各行政区の区長さんが一堂に会し、折しも館野県議さんが同席したと。そのとき私はいなかったのですが、ちょうど企業局の土地でもあるし、東側の堀沿いに往路復路が可能な4メートルあるいは5メートルの道路を拡幅していただきたい。あるいは、先ほどご指摘があった、線路沿いに、こちらは歩道、いわゆる車道は無理だろうけれども、トンネルもちょうどあいていますから、3メートルか2メートルか、それはわかりませんが、歩道程度のもをつくっていただきたい。最低どちらかということの陳情を受けたそうでありまして、快く県議さんが了解したそうではございますが、その後町は承知していませんがそういう経緯があったそうです。先ほどの話のとおり、1月に入って、いつになっても進まないうちに、メガソーラーがどんどん、どんどん進んでしまうと。町は知っているかということがありまして、急遽県議とも調整をし、どんな状況になっているのかということを取り上げていただいて、町でもそれから強力に、何としても2本とは言わず、現状を見ればいっぱいあいてるわけですから、川沿いもこちらの線路側も。ぜひということで強く指示しまして、お願ひしたのですが、もう設計図ができ上がって、メガソーラーの。もう発注をしたところであるから、一切聞き入れられないという流れの中で、あれは、東側の現状の川に沿って管理用道路が2メートルほどあった状況でありまして、土木の持っている。それに何とか1メートル程度でもという苦肉の策で3メートルを確保したと。そのいわゆる上物の舗装を今回、そういうことですから、土木は今砂利のままで結構だと。でも、でき上がって、あそこをそういうわけで道が必要であるという地元の方たちに対して、何としても舗装ぐらいはしていただきたいという、その交渉の結果として、県が2分の1、町が2分の1という形になったというところであります。

したがって、今後、企業局あるいは土木事務所の言っていることには、線路沿いにおいては何か東武鉄道との危険折衝、緩衝地帯的な位置づけで、どうしてもこれは無理な話だという答えではありましたが、しかもそれに加えて、既に設計が進んでいるということで、一切だめと。町が乗り出したときにはそういう状況

でしたので、いずれにしても今後あの現状を見るときに、可能性があれば、利便性をさらに高めるために、例えば3メートルの歩道でも何でも線路沿いに確保する努力は、もしかしたらしたほうが利便性はさらに上がるだろうという感じはしております。例えば駅、ニュータウンの東洋大の東口には相当な広さの往復の道路があるわけですね。あれを交差して、向こうにもずっと堀沿いに5メートル、6メートルの道路を地元としては要望したやに聞いておりますし、これは車が行ったり来たりできるように。片方は歩道でも何でも歩けるようにという。ただ、それが2カ月間のブランクが町が乗り出すまでにあったのですが、館野先生の努力はどこまでされたかわかりません。

ということで、結果はそういうことであります。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 入札の関係ですけれども、一般的なお話になるかもしれませんが、まず入札につきましては、役場の中で入札審査会という会議を開きます。その中で入札の方法、指名競争入札にするとかしないとか、そういうこととか、あとは、この工事についてはどの業者がそれに適当かということで、業者の数とか、その辺を会議で決定させていただきます。その内容に従いまして、もし指名ということであれば、その指名する業者に連絡を差し上げて、大体1週間程度の縦覧期間等を設けて入札に移っていくということが一般的です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 今の根岸局長の説明ですと、手続的にはそういうことなのでしょうけれども、そういうスケジュールでいくと、非常に日数的にタイトで、厳しいですね。すると、では今指名業者を決めた。指名して、それから入札して発注ということになると、工事を請け負ったほうの立場から見ていますわけですけれども、それを3月までに上げるなんていうと、それは業者はちゃんとできるから受けるわけですけれども、その前にこういうのを知っていないと受けられないのではないかなと。事前にね。だから、11月の議員協議会でもこういう話は出ているわけですよ、1,600万円ぐらいの予算でやるとかと。そういうものというのは、ある程度事前に何かアナウンスするとか、町から正式にアナウンスできないでしょうけれども、そういうものを、相手は相手で、これは業者は商売ですから、そういうものを事前に早く入手しているとかと、そういう仕組みではないけれども、裏の仕組みみたいなのができていないと、これは11月の時点でもう我々も聞いているから、そんなものは当然業者はこれ知っている。すると、大体1月に発注されるのだろうなということで、人によっては、そういう材料とか何かある程度手配したけれども、人間も作業する人も確保しているとかと、そういうのをされていないところへ急に受けたのでは、なかなか難しいと思うのだよね。時間があるなら別ですけれども。そういう情報というのは、どう管理しているのか。難しいですか。

だから、11月時点で我々にも発表しているわけだから、それを持っていれば、その前にこういう話は出ているわけですから、当然業者の人というのはそういうのは目ざとくとか、耳を澄ませてキャッチしているとか、そういうことがあるのではないかと思うので、その辺はどうなっているのでしょうか。難しいですか。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） 青木議員の質問にお答えします。私今、入札審査会の委員長代理を務めていますので、その辺の立場でお答えさせていただきます。

基本的に、議決された予算については縦覧の制度がありますので、当初予算案なんかについてはかなりの多くの業者が予算の閲覧には来ております。ただ、こういった途中での補正予算については、閲覧に來られる業者というのは余り多くないかなとは思いますが、でも、制度的には公表するものでありますから、その意志のある業者については当然知り得るものであります。

先ほど根岸局長が申し上げましたけれども、入札審査会で例えば指名業者を決定しますと、その業者宛てに指名通知を発送します。その中で、いわゆる設計書の縦覧の期間というのを設けます。場合によると、現場説明というものも実施する。もちろん縦覧させる設計書については、単価抜きの設計書を縦覧させるわけでありまして、その設計書の縦覧をもとに、指名を受けた業者はそれぞれ独自に事業費の積算をして、それで入札に応札するという仕組みになっておりますので、その点については、実績を積んでいる業者についてはその積算等は問題ないのかなと思えます。ただし、議員が心配されるとおり、現場へ入るまでに段取りを踏む必要があります。資材の手配とか、そういったものについては、私も今回の事業については非常にタイトだと考えておりますけれども、土木工事と違いまして、建築の場合は、屋根が乗って周りに囲いができれば、極端な話、夜間でも電気をつけて工事は可能でありますので、東洋大学のあの大きな校舎もかなり当時、夜間電気をつけて、照明をつけて工事を進めた。そういう中で1年程度であの大きな校舎もでき上がっていますが、今回もそういった形で、場合によったら夜間照明をつけながらの工事も建築の場合は可能かと見ておりますので、何とか3月末までには完成、引き渡しにこぎつけられるであろうと感じております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

休 憩 （午後 0時15分）

再 開 （午後 1時15分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） 2番、今村です。4ページの第2表、繰越明許費補正についてお伺いいたします。民生費の繰越明許費については、何となく理由については納得できるようなところがあります。これについては県の補助金が350万円ついたということで、それに伴って補助金を返すわけにはいきませんので、事業消化状繰り越しをするということかなと理解いたします。土木費の都市計画費の推進事業の繰越費359万7,000円、これについては、補正予算書を見る限りにおいては県の補助金等は入ってきておらず、全く町の単独事業と理解しております。しかも、359万7,000円が今回の補正で追加補正されております。補正予算の性質上、緊急性のあるものについて補正予算をするというのが原則であると理解しておりまして、今回補正して、今回繰り越しするというには相当の理由があるかなと私は理解しておりますが、その繰り越しの理由を明確に説明願いたいと思えます。

次に、13ページ16の基金費です。先ほどの説明の中で、4億円の基金の積み立てをするということで、前

年度の繰越金4億何がしの中から4億円を基金積み立てするという中で、前からお願いしておりました庁舎建設基金についてはしっかり積み立てして、町民に対して全体事業費の最低でも2分の1以上の基金を積み立てた上で庁舎建設に着工するというのが理想の形であるということで、ぜひ庁舎基金についてはしっかり積み込みしてくださいよと何度かお願いしてきております。しかし、今回についても4億円のうち財政調整基金に3億円、庁舎建設基金に1億円、その理由が、26年度当初予算の中で財源として、いわゆる歳出超過分を財政調整基金から繰り入れをする財源として今回積み立てをするのですよと企画財政課長の説明でありましたが、いずれにしても基金についてはどこに積み立てをしようか、それは財政調整基金については自由に使えるという部分があるから、財政運営上はそのほうがいいかもしれませんが、もうあと2年で庁舎を建設するわけですから、なぜ庁舎建設基金にしっかり積み込みができないのか、その理由をお願いいたします。庁舎の建設基金については、町長の政策上の判断も含めて回答をお願いいたします。

それと、20ページ、先ほどの都市計画のマスタープラン改定業務委託料、繰り越しする359万7,000円、これについては庁舎建設のいわゆる庁舎の用地取得との関係が大きなものかなと思っておりますが、マスタープランをしっかり改定して見直さないと、庁舎建設用地の取得に対して影響がどれくらい出てくるのか、このあたりもお願いしたいと思います。

それと、小さな問題で申しわけないのですが、13ページの財産管理費、第2庁舎のインターホンの設置工事費、先ほど説明の中には防犯に対する対応ということですが、第2庁舎、本庁舎から離れておるということもありまして、特に宿直時において何か防犯上問題があったので今回こういう措置をするのかどうか、これもお尋ねしておきます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） 土木費の都市計画費、都市計画推進事業の繰越明許費の理由でございますけれども、町では県のマスタープランの改定に伴って、26年度当初予算で町のマスタープラン、これを改定作業を行う予定でございました。しかし、役場の新庁舎建設に伴いまして、既存の町のマスタープランに一部不整合が生じるということで、マスタープランの変更を速やかに行う必要が生じたということでございまして、改定するには、まず1つが県のマスタープランとの調整、それと庁内の調整、それと原案の縦覧等の作業に約9カ月の期間を要するというので、26年度へ繰り越しをしたいということでここへ載せさせていただきました。そういう理由でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 2番目の質問に対しましてご答弁申し上げます。

基金費につきましては、昨年のこの議会ですか、今村議員から提言という形で、庁舎建設基金をもう少し積むようにということをお願いしております。それらは十分に検討し、今回の財調への3億円、庁舎建設基金の1億円というような結論に達しております。

その理由ですけれども、今年度につきましては4億6,000万円程度の基金の繰り入れを予定しております

けれども、その大半が減債基金からの繰り入れを予定しております。25年度末につきましては、減債基金が2億4,000万円程度になるということを見込んでおります。今まで減債基金を活用し、繰り入れを行ってきたという経緯がありまして、来年度につきましてはその減債基金のみの繰り入れであれば対応はできないのではないかと予想はつきます。そうしますと、やはり財政調整基金に頼らざるを得ないということでございます。

また、来年度は庁舎建設事業につきましても、相当の予算を組まなければなりません。それらにつきましては、庁舎建設基金は崩さずに、財調も含めての一般財源で対応したいと考えております。それらの26年度の当初の予算編成におきまして、やはり財調がある程度の基本になるだろうと思っておりますので、今般庁舎については1億円、財調については3億円ということで財政としては考えておるところでございます。

ですから、なぜ積めない。できない理由ということではないのですけれども、以上のようなことで、今回につきましては3億円、1億円というような積み立てをするという考えで財政側としては考えております。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 基本的には、直前で幾ら積めるか、幾ら、要するに額は充てられるかということを含めて、財調であればどちらでも私はよいと。特に来年度については、今申し上げましたような、積んだり下げたりの予定があるということを考えれば、庁舎基金に積んで、また庁舎基金から下げるとか、そういったことをするよりは、財調のほうが適当だろうと判断しております。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 4点目でございますけれども、都市計画マスタープランにおける庁舎建設用地の影響ということですが、まず1点目は、群馬県からの土地収用法の意見書を聴取する必要があります。その意見書をいただく上で、やはり今具体的に本町は都市計画を変更する、庁舎建設に向けて変更するという意志表示は必要だということで、今回都市計画マスタープランの修正ということが第1点目でございます。

それと、次年度になりますけれども、開発の許可、この申請も来年中にはどうしても必要になってくるのですけれども、それらも開発の許可申請にどうしても都市計画マスタープランの修正が必要だということになりますので、今回都市計画マスタープランを修正しませんが、そこでそちらの意見書の聴取もしくは開発の申請がなかなか難しくなってくるのかなということで考えております。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） 第2庁舎へのインターホン設置の関係でございますけれども、現在当町では土日、祝日の日直ですか、これを午前8時30分から午後4時30分まで、女子職員1名でやっております。午後4時30分から午後9時までには男性職員1名が当直と。平日の場合は、業務終了後、午後5時15分から午後9時まで同様男性職員1名が勤務している状況でございますが、ここ最近、ご承知のとおり兵庫県の宝塚市では来庁した市民が火炎瓶を投げつけた事件が発生しております。このときはテレビ、新聞の報道が盛んにされておりましたけれども、市役所庁舎の焼損、それから職員5名が負傷したという事件でありました。また、

近いところでは、今月2日に太田市の職員に対する暴行事件も発生をいたしております。そういったことで、行政職員に対する犯罪も頻発している状況にあるのかなということがうかがえるわけでございます。

そういった中で、現在、ただいま申し上げましたように、土日、祝日の女性職員1名の日直、あるいはその後の男性職員1名の当直ということになりますと、危険が生ずる可能性が大ではないかというところが心配されまして、郡内の各町の状況等も今般調べさせていただきました。事例を申し上げますけれども、明和町におきましては当直時は施錠の上、インターホンによる対応をしていると。それから、邑楽町も同様、施錠の上、インターホンによる対応をしていることと、土曜、日曜、祝日の日直については2名体制で行っていると。それから、千代田町、大泉町につきましては、職員の日直のほかに、これは1名の職員ですが、ほかに委託警備員による対応をしていると。実質、千代田町、大泉町も2人体制という状況がございます。

そういったことの中で、先ほどから庁舎建設の関係もご質問等出ておりますけれども、当面こんな形で板倉町もインターホンを設置して、日直、当直の時間帯を1人勤務になった時点で施錠するという対応したいと。来庁された方に、インターホンにより要件を伺って、正当な理由ということで判断できた場合には鍵をあけて、第2庁舎の中に入れていただくということでの対応をしていきたいということでの今回の補正予算の計上でございます。今回補正予算可決していただければ、年明けの1月6日、仕事初めの日からこのような対応をしていきたいということでございます。何よりも職員の安全の確保ということが第一義の事業でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 先ほどの都市建設課長の説明でありますと、都市計画推進事業費359万7,000円については当初予算ということで間違いはありませんか。たまたま金額が同じで、今回の補正の都市計画マスタープラン改定業務委託料359万7,000円、これとの関係はないわけですね。ないのですね。確認しておきます。それはなければ、それで結構です。

それと、財政調整基金、町長については、どこに積んでも、どうせおろしてしまうのだから同じだよという話の説明ですが、目的基金なのですね、庁舎建設基金というのは。目的を達成するためにきちんと積み立てる、別に分けて積み立てるということでもありますので、そちらに必要な部分はきちんと積み込むほうが公正である、明確であると私は理解いたします。どうせ下げるのだから、どこでもいいという話ではないと理解しております。これは長の判断ですから結構ですが、町民サイドから見た場合は、やはり公共事業整備基金にしても、いろんな基金にしても、ちゃんと目的を持って基金積み立てをどこの市町村もやっております。ただ、財政調整基金については何にでも使えるという部分もありますけれども、いずれにしてもこれは予算の議決事項になりますので、またそれはそのときに議論していただければいいと思っておりますので、私の意見としては明確に分けるべきだと思っております。

それと、インターホン設置については、職員の勤務を良好にする、守るという部分については必要だと理解しております。ただし、町民サービスからいくと、あ、これはやっていないかなという誤解を招かないように、それを設置をしてインターホンで対応しないと窓口が利用できないということになりますので、きちんと町民に対しては、こういう対応になりますよというのを、区長会は当然でしょうけれども、区長会、いろんなことを通して窓口の対応の仕方についてきちんと説明しておくことは大事だと思いますので、

ぜひそれは当然やるべきことだと思いますが、やっておいていただければと思います。

それと、マスタープランの改定をしないと庁舎建設の用地を取得するにおいて法手続上問題が起きてしまうということであれば、当然これは、もうすぐにも着手してやらないと、収用事業の認定とか、都市計画の土地利用上の計画変更とか、さまざまな問題がどっちみちクリアできないわけですので、これは今の時点で、当初計画した用地取得の時期に対してどれくらいおくられているのか、間に合うのか、タイムスケジュール的にはどうなのか、その辺今の見通しとしてはどうなのか、確認させていただきます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） 先ほどの繰り越しの関係ですけれども、これにつきましては平成26年度、来年度の予算で間に合うのかなということ考えておりました。県のマスタープラン、これが来年の8月に告示するというので、それに合わせて町のマスタープランも改定しなくてはならないと。それに加えて、町の庁舎建設も必要になってくると。位置づけがですね。そういうことで、緊急に予算措置をしないと始まらないということで、これについては補正を出して着手したという形をとらないと、27年には間に合わないというので、先ほど申しあげましたけれども、期間的に9カ月かかるものですから、12月に出さないと間に合わないということで補正を出させていただいた、そういう理由でございます。当初というのは、26年度の当初でとるつもりだったのですけれども、間に合うと思ひまして、それがやはり期間がかかるということで、今回の補正を出させていただいたという理由でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 新庁舎の用地の取得に関する件でございますけれども、今のところ、今年度中には土地収用法の申請を行えるという計画でありますので、スケジュールどおりに進んでいます。ただ、用地取得、実際の取得につきましては新年度になろうかと思ひますけれども、土地収用法の申請、今年度中早い時期に実施できると考えています。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 都市建設課長、今回補正をとった359万7,000円と繰越明許する都市計画推進事業費の359万7,000円は、これはイコールのものでしょうか。イコールでしょうか。そうすると、説明が合わないのですよ、どうも。26年度予算で当初、計画していましたよと。それでは間に合わないから、補正今回とりましたよと。その補正とったものをそっくり26年度に繰り越しますよと、こういうことでしょうか、これは。違うのですか。では、26年度に当初予算にしっかりとれば間に合うのではないですか、繰り越すのなら。これ、予算編成上どうなのですか、財政課長。こういうやり方はいいのですか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 今般の補正につきましては、各課よりその補正の要求がありました。その中で都市計画マスタープランの改定業務の委託料として359万7,000円を追加するという補正がございまして、その補正する理由としましては、先ほど来庁舎建設に係ります法的な関係を改修するというのでございま

した。私どもとしましては、その金額を作業工程から来年度に繰り越すというお話を伺っておりますので、新規事業かどうか私どもについては理解できませんけれども、作業工程上繰り越すという理由がありましたので、繰越明許の補正ということで上げさせていただいたということでございます。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） 企画財政課長の答弁補足させていただきますけれども、先ほどから庁舎建設に関係しまして土地収用法の事業認定、あるいはその先に控えております開発許可の手続、こういったものが、当然ご承知されていることと思っておりますけれども、今回土地収用法の事業認定を県からもらうために、県の都市計画課あるいは住宅建築課、そのほか関係先から意見書というものをいただく必要があります。その意見書を取得するために、現在の板倉町の都市計画マスタープランでは予定した場所では土地利用がいまいち明確に読み切れないということが指摘されまして、本来都市計画、2年後、平成27年が定時の見直し時期でありますので、通常であればその時期に合わせて都市計画マスタープランの改定、見直しをすればよろしいわけですが、今回そういったことで前倒して都市計画マスタープランの見直しにかかれ、かかってほしいということを県の都市計画課、それから住宅建築課から指摘された。それについては、当然これから今回の補正予算で議決をいただいてからでないで発注には当然かかれなわけでありますから、年度内の作業の完了は当然無理ですので、そのために繰越明許させていただくということでございます。これが順調に今後推移できれば、先ほど企画財政課長が申し上げましたとおり、今年度末までには土地収用法の事業認定もいただけるかなというところまでは現在県の関係部署と調整ができております。

そういったことですので、説明が悪かったかもしれませんが、とりあえず今回の都市計画マスタープランは27年の定時の見直しに合わせてのマスタープランとしても位置づけがなされるものですので、それをおおむね数カ月前倒して発注するというところでご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

[「議長、3回目なんだけれども、1回だけいいですか」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 議員協議会でも何でもいいのですけれども、本当こと言ってくださいよ。そうすれば別にいいのです。だから、整合性がとれないような予算を表に出すわけですから、単純に、県が今年度都市計画マスタープランを手がけますよという担保をしろと。担保をすることによって、県は作業を進めてやれよということなのでしょうから、これは事務手続上の問題なので、それは隠さずきちんと伝えてくれれば理解できるのです。だって補正予算をとって一銭も使わずに繰り越すするのだったら、ここまで来て12月で、3月の年度当初でとればいいのではないかと、誰だってそう考えるわけですから、それはやりくりの部分で、きちんと説明すべきだと思います。今度、予算決算常任委員会ができますので、その辺の資料提供なりきちんとした説明はしてもらわないと、ちゃんとした審議ができない部分もありますので、町民に対してきちんと理解してもらうことが必要ですので、ぜひそう要望しておきまして、終わります。

1回余分に質問しましたけれども、以上です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今、今村議員に大事な指摘を受けたと思っております。なぜ、話をすれば、理屈が通るはずの話をなぜしないのかという、先ほどから私も疑問を持っていたわけでありまして。そこら辺のところなかなか私にすると公務員の体質が抜けきらないのかなという感じもしますし、今後ただいまのような問題等々については、当然理屈上は今村議員の言っていることが正しいことですから、こういう事情という特殊な事情の説明をしなければ、納得は当然してもらえないし、今後そういったことに対しても細心の注意を払います。

あともう一つ、先ほど基金の目的税、いずれにしても、考え方は違うと言え一声で終わってしまうわけですけれども、やはり直前というのをどの時期に設定するかは別として、それまではやはり、要は当てられるだけきり当てられないと思うのですね、要はその直前で。そういう意味では、それまでは十分にいろんなことが起こった場合に対応できるような、それは目的基金だって流用はできますから、それはできるのですけれども、目的基金だけに、逆に財調を動かすほうが非常にやりやすいということも含めて再三ご指摘をいただいているのですが、その点についてはそういう対応で今後もいきたいと思っております。要は、財調に多く残したから、可能な限り財調を減らして、直前で流用可能な、今回で言えば庁舎建設資金に、いわゆる金利も含めいろいろ計算して、どの程度までつぎ込んだほうが得かとか、それはまた後々議会とも相談しながら、ここ一、二年のところではそんなに、私にすれば大した問題ではないと。それについては、見解が違うといえは違うということで結構であります。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

森田議員は先ほどしておりますので。

[「資料が出ていない」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） それはだめです。

ここで、先ほどの森田議員からの質問に対し答弁があります。

根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 先ほどの中で図面をとということでしたので、お手元に配らせていただきました。ちょっと小さくて文字がつぶれているところがありますので、読み返ししますので、お願いしたいと思います。まず、場所は太い線で囲んだところですね。そのすぐ上に小さい囲みがありますが、ここは観察池と書いてあります。その右側の四角が飼育小屋になります。今度太い枠で囲った中に大砲のような絵がかいてあるかと思うのですが、これに引き出し線があるのはジャングルジムと滑り台になります。そういうことで、現在予定しているところにジャングルジム兼滑り台があるのですが、大分傷んでおりまして、危険な状態ですから、これを撤去したいと思っております。

もう一つが観察池なのですが、これは水生植物が入っています。オオイグサだとかスイセンだとかでありますけれども、これはせっかくありますので、壊したくないと。予定した場所と太い線と観察の池があいているのですが、この間にトイレから排水管が布設されております。先ほど7メートルぐらいと言ったのですが、なぜはっきりしないかといいますと、その排水管を限度として、なるべく北側に土台となる部分を、基礎の部分を持っていきたいと考えています。ですから、一応図面上ではこう落としてはあるの

ですけれども、できるだけ排水管に近いところまで北側に寄せたいと考えております。それなので、まだはっきりしないので、七、八メートルぐらいにそれが、距離が大体なるのかなと考えております。位置的にはこの位置になりますので、ご了承願えればと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 次に、先ほどの延山議員からの質問に対し答弁があります。

小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） それでは、先ほど延山議員の処遇改善の関係についてお答えを申し上げたいと思います。

保育士等処遇改善臨時特例交付事業でございますけれども、この関係につきましては、目的といたしますと、待機児童の早期解消、それと保育所の整備等によって量的拡大を図る中、保育士の確保がなかなか難しいということがございまして、そういった中で保育士の処遇改善に取り組む保育所につきましては資金の交付を行うと。保育士の確保を進めるということでございます。保育士の勤続年数に応じた加算率によって、私立保育所に対する保育所運営費に上乘せをするという形となっております。具体的にそらいろ保育園の例で申し上げますと、保育士1人当たり年額9万5,000円、月額にすると約8,000円程度なのですが、その賃金の改善を行ったということでございます。

以上です。

[「町の保育園との格差はどうか。その辺のところまで聞いている。バ
ランスはどうしたの」と言う人あり]

○福祉課長（小野田博基君） 町の保育士との格差ということでございますけれども、町の保育士につきましては現在相当の年数たっている人たちでございます。そういった中、そらいろ保育園につきましては、20代前半あるいは後半ということで、20代の方がほとんどということでございますので、賃金の格差ということになると、当然町の保育士のほうが賃金的には大きな差は出てきておると思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第53号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議案第54号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ
いて

○議長（野中嘉之君） 日程第15、議案第54号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第54号であります。平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,626万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、諸収入に142万2,000円を追加するものでございます。

歳出については、諸支出金に同じく142万2,000円を追加するものでございます。

細部につきましては、課長より説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） それでは、議案第54号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の細部につきましてご説明申し上げます。

補正の概要につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げたとおり、歳入歳出それぞれに142万2,000円を追加しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ1億2,626万1,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、本町も含みます県内市町村で構成しております群馬県後期高齢者医療広域連合の平成24年度の市町村負担金が決算に基づきまして超過となり、町に対しまして142万2,429円が精算返還されたために、この受け入れを行いまして、そもそもの市町村負担金の繰り出し元の町一般会計へ精算返還、一般会計の歳入での補正がございましたが、町に返還するというものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、4款4項1目雑入に142万2,000円を追加いたします。こちら、広域連合からの精算金負担金の返還でございます。

次に、7ページの歳出でございますが、3款2項1目他会計繰出金にこの同額を追加し、一般会計との精算ということで一般会計に精算を返還するものでございます。

以上、細部の説明といたします。よろしく御審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第54号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議案第55号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第16、議案第55号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。
町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第55号を申し上げます。平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9,055万円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金に32万2,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費に14万3,000円を、保健事業費に16万2,000円を、諸支出金に1万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

細部につきましては、同じく課長から説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） それでは、続きまして議案第55号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の細部につきましてご説明申し上げます。

今般の補正につきましては、ただいま町長から提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出それぞれに32万2,000円を追加しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ19億9,055万円とするものでございます。

2ページ、3ページ、4ページ、5ページにつきましては、町長の提案理由の説明のとおりでございますので、省略させていただきまして、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款1項1目療養給付費交付金繰越金に160万7,000円を追加し、同じく2目のその他繰越金から128万5,000円を減額を行うものでございます。

次に、7ページの歳出でございますが、2款1項4目退職被保険者等療養費につきまして、こちらに14万3,000円の追加を行います。こちらにつきましては、10月末までの実績から推計しまして、年度末までの不足が生ずる見込みでございますので、追加を行うものでございます。

次に、9款2項1目の保健衛生普及費につきましては、国保連合会に委託して実施しております医療費通知、ジェネリック差額通知の委託料分について16万2,000円の追加の補正を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。12款1項3目一般被保険償還金でございますが、こちら平成24年度分の実績の確定によりまして国庫支出金を精算返還するために1万7,000円を追加するものでございます。

以上、細部の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 6ページの歳入の繰越金について、もうちょっと具体的に説明いただけますか。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） こちらの繰越金の関係でございますが、繰越金につきましては療養給付費交付金の繰越金とその他の繰越金ということで2つ項目がございます。こちら、9月の補正予算の際にその他の繰越金ということで補正させていただいた中に、一般の前年度繰越金とあわせて、本来は1目で療養給付費で補正を行うべき部分が含まれておったということがございまして、今回組み替えという形で、2目のその他繰越金から、本来であれば1目の療養給付費交付金の繰越金に160万7,000円を組み替えるわけでございますが、前年度繰越金の中から今回歳出関係で補正が必要な部分がジェネリック医療費通知の関係、また返還金の関係、そういった部分を差し引きまして128万5,000円を前年度繰越金から減額するという形となります。そっくりそのまま組み替えという形ではございませんので、わかりにくい部分があるかと思いますが、そのような内容でございます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 全然わからないのですけれども、もうちょっと上手にわかるように説明できないかな。療養給付費交付金とはいかなるものかとか、その繰越金というのは、これはどこから繰り越してくるものかとか、そういうものを説明されないと、その他の繰越金、繰越金というのだから、前年度の繰越金なのでしょう。療養給付費交付金、その他の繰越金って、どういうことなのだ、その辺わかるように説明していただけないですか。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） こちらは、国保の会計上でこういった分類で繰越金を2本立てに分けるといって経理させていただいているものでございます。今お話ございましたが、療養給付費という形の負担金を納めておりますが、町からですね。その部分が戻ってきた部分と、療養給付費ということで、平成24年度の退職者医療の療養給付費等交付金という、こちら町に精算返還で戻ってくるお金でございます。その部分の繰越金という形で町で受け入れをする部分と、その他の繰越金につきましては、説明にございますが、前年度の全体の町の繰り出し等も含めた繰越金という形で繰越金が分類されております。本来、先ほど申し上げましたが、9月で繰越金の補正予算をお願いしたわけでございますが、その他の繰越金と、今回療養給付費交付金の繰越金と、本来2つ繰越金を分けて補正すべきところを、前年度の繰越金ということで、その他の繰越金に療養給付費の交付金についても含めて、あわせて1本で補正してしまいました。現実的にこの受け入れ科目が違う関係で、今回、療養給付費という国から返還で戻るお金については、本来受け入れをすべき1目に移して、その部分、2目について9月で補正をしてしまっている部分については減額を行うというものでございます。

以上ですが。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 説明というのは、詳しくするとわかるというものではなくて、詳しくすると余計わからなくなって、やぶの中へ入ってってしまうということもあるので、やはり相手の理解度とか、相手がどの程度わかっているのかというものを先回りして予測して、ああ、こういうことを言ってもわからないだろうなとかというのも考えながら説明していただかないと、なかなかわからないのです。今の繰越金というのもいろいろ給付費の交付金の、返還というのなら、意味はよくわかるのだよな、返還というのなら。返還が精算してこれだけ戻ってきたというのならわかるのです。ところが、療養給付交付金の繰越金というから、何なのだろうという。それで、その他の繰越金なんていうと、なおわからなくなってしまって。

そういうことでお聞きしているのですけれども、これは返還。収入でしょう。どこから入ってきているのでしょうか、このお金は。すると、繰越金というよそから入ってきたのではないと思ってしまうのだけれども、返還という、さっき言った、何か、退職何とかと言っていたお金の返還金で、精算金みたいな形で戻ってきたというのならわかるのですけれども、何かうまく説明してもらえないですか、大体言葉がわからないのですよ、用語が、だから、その辺の数字云々よりも、療養給付費交付金繰越金という、この日本語がわからないのです。これはこういうものだといって、わかりやすく説明できないですか。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 済みません。名称は繰越金ということになっておりますが、先ほど私、国とお話ししてしまいましたが、これは社会保険報酬支払基金、いわゆる支払基金に町で納めております退職者医療の交付金について精算確定で、町にまた戻ってくるものでございます。ですから、性格的には繰越金ということですが、中身的に精算金という内容でございます。

[「精算金」と言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） はい、そうです。ただ、受け入れの科目は繰越金という科目で受け入れるという、そういう国保の会計上の……

[「精算金が戻ってくる」と言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） はい、そうです。

[「わからない」と言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） そういうことでございます。

[「字は読めるんだから、早く言ってくれよ」と言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） そうですね。会計上こういう受け入れ場所となっておりますので。

[「そういうことは議会で説明するんだ」と言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） はい、申しわけございません。

[「議会でかみ砕いてさ。あなた方わかんないでしょう。だから、そういうことはこういうものなのですと先回りして答弁する。はい、結構です」と言う人あり]

○健康介護課長（落合 均君） はい、済みません。以後気をつけます。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第55号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議案第56号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第17、議案第56号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第56号であります。平成25年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,336万6,000円に補正するものでございます。

補正予算の内容でございますが、歳入につきましては、一般会計繰入金を1,234万3,000円減額し、前年度繰越金に1,235万4,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、下水道費のうち、下水道総務費の公課費に1万1,000円を追加するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、細部については担当課長より説明申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

〔環境水道課長（荻野恭司君）登壇〕

○環境水道課長（荻野恭司君） それでは、議案第56号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の詳細につきまして説明させていただきます。

6ページをお開きください。歳入になります。今回の補正につきましては、まず9月議会におきまして平成24年度決算が確定したことによります前年度繰越金の増額1,235万4,000円と連動して、一般会計繰入金の減額1,234万3,000円が主な内容となります。

続きまして、7ページをごらんください。歳出になります。下水道料金に係ります消費税額につきまして、前年度の下水道料金をもとに算出される中で、平成25年度の後期分としては不足額が生じますことから、その額1万1,000円を追加補正するものでございます。

なお、これによりまして歳入歳出予算の総額が1億8,336万6,000円とするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより議案第56号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議案第57号 平成25年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第18、議案第57号 平成25年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第57号 平成25年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案につきましては、主に他会計補助金及び人件費に関するものでございます。

まず、他会計補助金につきましては、予算第3条水道事業収益の既決予定額3億3,876万1,000円に61万1,000円を追加して補正するものでございます。

次に、人件費でございますが、予算第3条、水道事業費用の既決予定額3億3,119万6,000円から55万6,000円を減額し、予算第4条、資本的支出の既決予定額2億751万円から34万6,000円を減額して補正するものでございます。

以上申し上げましたが、細部については担当課長より説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 荻野環境水道課長。

〔環境水道課長（荻野恭司君）登壇〕

○環境水道課長（荻野恭司君） 議案第57号 平成25年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その細部を説明させていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。まず、収益的収入の中の水道事業収益、営業外収益、1目の他会計補助金、こちらの61万1,000円の増額につきましては、総務省が定めます繰入金でございまして、前々年度、平成23年度になりますが、こちらの決算に繰越欠損金残高がありましたことから、本年度につきまして該当になったということでございます。

次に、人件費につきましては、14ページ並びに15ページをお開きください。まず、14ページですけれども、

収益的支出について、水道事業費用、営業費用、1日の総係費から55万6,000円の職員給与費の減額、それと15ページ、資本的支出につきまして、建設改良費、1日配水管布設費から34万6,000円の職員給与費の減額でございます。こちらの減額につきましては、主に本年の震災復興財源に係ります政府要請によるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第57号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 2時25分）